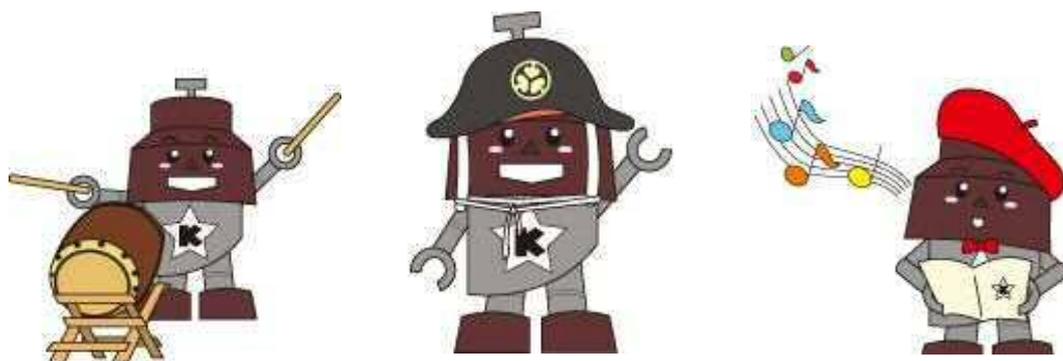


川口市文化芸術基本計画 (平成31年度～平成35年度)

(案)



平成30年10月
川口市

ごあいさつ

現在、超高齢化社会への対応や地域コミュニティの希薄化など都市を取り巻く環境は大きく変貌してきています。

一方、これまで、地域の文化芸術活動に育まれた本市は、お互いに共感しあえる価値観を育み平和的に共存する社会を形成してまいりました。文化芸術は、人々に喜びや感動や安らぎを与え、豊かな感性や創造性を育み、私たちの生活に潤いや達成感・生きがいをもたらすものです。

このようななか、私たちは、生きがいのある生活とふれあい豊かな地域社会の形成のために、文化特性を活かしたまちづくりの推進が期待されおり、このたび、「川口市文化芸術基本計画」を策定しました。この計画をもとに、一人ひとりが主役となり、あらゆる世代が文化芸術に親しむ地域社会の実現を目指してまいります。

平成30年10月

川口市長 奥ノ木 信夫



目次

第1章 策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	4

第2章 現状と課題

1	文化行政を巡る背景	6
2	市民意識調査からの現状と課題	9
3	文化事業参加者・利用者アンケートからの現状と課題	17
4	計画策定における課題	28

第3章 基本理念と目標

1	基本理念	30
2	基本目標	31
3	施策の体系	32

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

1	基本目標1 施策1	35
2	基本目標1 施策2	44
3	基本目標2 施策3	50
4	基本目標2 施策4	58
5	基本目標3 施策5	64
6	基本目標3 施策6	74

第5章 計画の推進体制

1	推進体制	80
2	進行管理	82
3	各施策の評価	84

第6章 資料

1	計画策定の経緯	87
2	川口市文化芸術審議会委員	88
3	文化芸術関連事業実績の推移	89
4	文化芸術基本法（平成13年12月交付）	92
5	文化芸術振興条例（平成28年3月公布）	94
6	文化芸術審議会条例（平成29年9月公布）	96
7	用語集	98

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、市民にゆとりと心の潤いをもたらし、心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与するものです。

豊かな感性や創造性によりはぐくまれた文化芸術活動は、市民の生活様式や生活向上意識により変容し、様々なスタイルで市民生活に密着しています。

現在、本市の人口は、人口減少社会において、微増を続けており、平成29年12月には60万人に達した状況であります。平成32年度を境に微減に転ずると予想されています。

そのようななか、本市に係る課題を解決し、多様な市民のニーズに的確に対応するためには、本市の資源を効果的・効率的に活用し、多くの人から「選ばれるまち」を目指すことが必要です。

文化芸術の分野においては、市民の多様な文化活動への意欲を高め、自己実現を叶えるための支援をし、一人ひとりの活動の自主性を尊重しながらもお互いに交流し、理解しあえる市民生活を目指します。

一人ひとりの自己実現は、高齢化社会が進む昨今において、いつまでも健康で元気に過ごすための生きがいや交流作りの役割を担います。また、少子化社会の課題において、今を生き続ける文化芸術を次世代につなげることは、伝統の継承や新たな発展につながる役割も担うことができるものと考えます。

市民の文化芸術活動が活発に行われ、誰もが等しく、文化芸術に触れ享受できることこそが、私たちの役割と考え、総合的に積極的に推進するため、「文化芸術基本計画」を策定するものです。

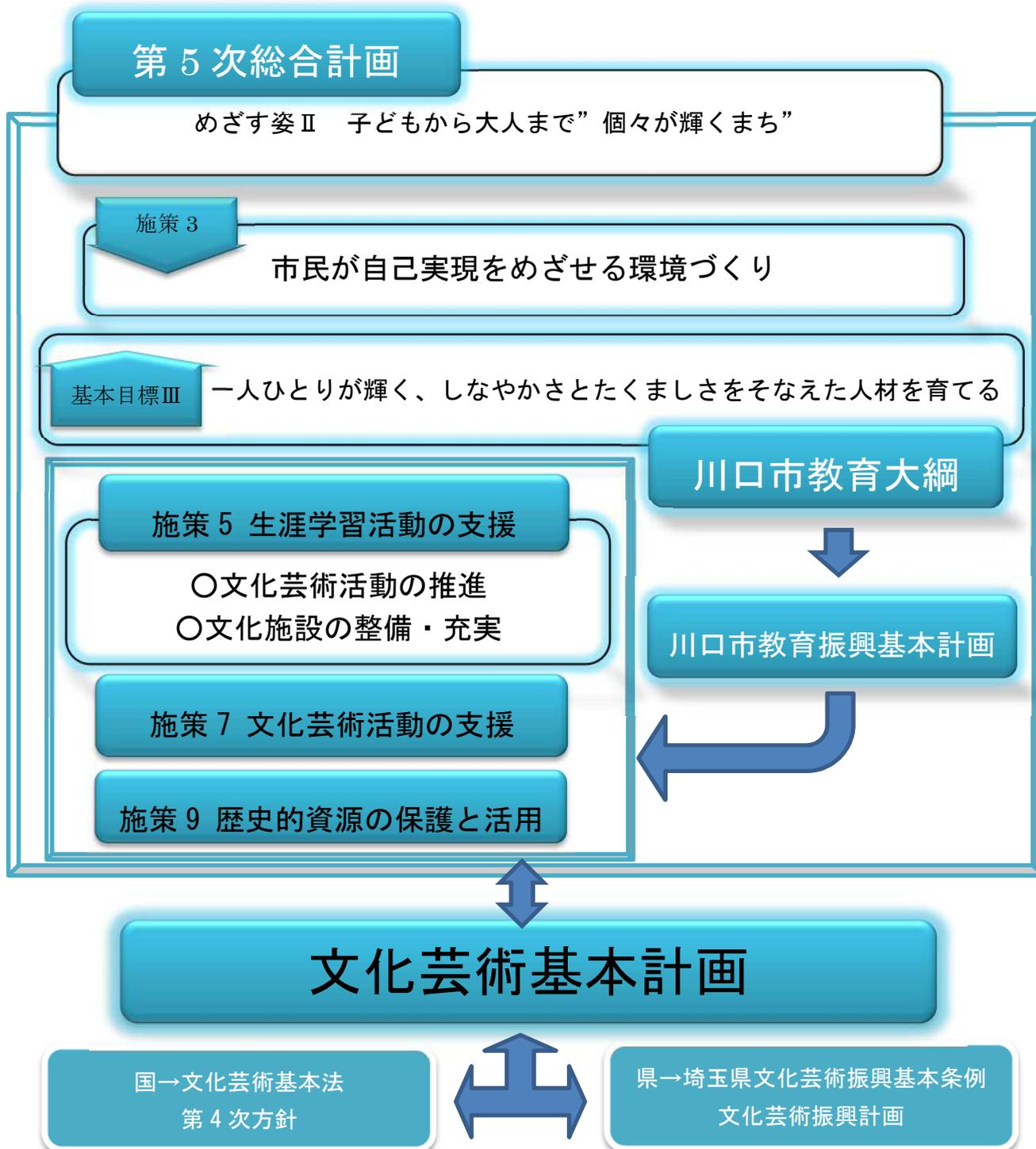
2 計画の位置付け

計画は、本市の文化芸術の施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画と位置付けます。策定にあたっては、「第5次川口市総合計画」を上位計画とし、「川口市教育大綱」を上位理念とし、「川口市教育振興基本計画」を文化芸術分野の関連計画と位置づけ、それらの施策を踏まえ、行政各分野とともに十分な連携を図ります。また、経済産業などの社会状況や市民の多様な生活様式の変化、ニーズを反映するものとし、そのため、この「川口市文化芸術基本計画」は、「第5次川口市総合計画」及び「川口市教育振興計画」の進行状況などと整合性を図りながら必要に応じ見直しをすることとします。

「第5次川口市総合計画」のめざす姿Ⅱ「子どもから大人まで”個々が輝くまち”」は文化芸術分野の理想の姿として位置づけられています。さらに、理想の姿を実現するものとして、施策を4本掲げており、そのひとつとして、施策の3「市民が自己実現をめざせる環境づくり」を位置づけています。これを受け「川口市教育大綱」では、目指

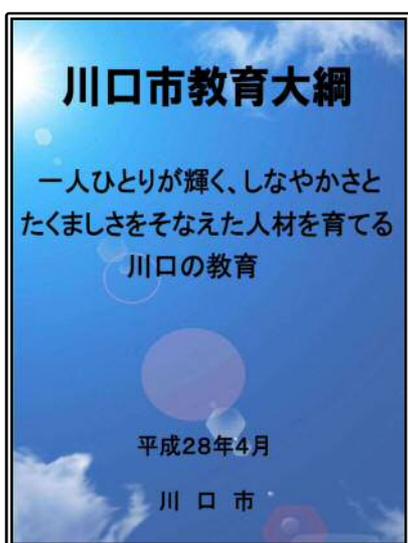
す姿Ⅱを実現するものとして、5本の基本目標を掲げており、総合計画との整合性を保持しています。「川口市教育振興計画」では、この基本目標5本にあわせ、各施策が位置づけられています。そのうち、文化芸術に関連するものとして、「施策7文化芸術活動の支援」、「施策9歴史的資源の保護と活用」、「施策5生涯学習活動の支援」を示しています。本計画では、これらの施策と有機的に関連するものとし策定しています。

【計画の位置付け概念図】



3 計画の期間

計画は、「第5次川口市総合計画」や「川口市教育振興基本計画」との関係性を保持しながら、計画期間を5年とし、第1期を平成31年度～35年度とします。その後、目標達成状況を鑑みて内容を精査し、第2期を36年度～40年度とするものです。第3期以降も同様とします。この計画は、「川口市文化芸術審議会」において進行管理を行い、取り組みの見直しや改善を図り、具体的なアクションプランを策定します。



第2章

現状と課題

1 文化行政を巡る背景

(1) 策定の経緯

本市においては、平成28年度から平成37年度を計画期間とした「第5次川口市総合計画（以下、「総合計画」という。）」を平成28年4月に策定し、その中で「文化芸術」の分野については、めざす姿Ⅱとして「子供から大人まで“個々が輝くまち”」を掲げ、施策3「市民が自己実現をめざせる環境づくり」を定めています。

また、川口市教育委員会では、平成28年4月に「川口市教育大綱（以下、「大綱」という。）」を策定し、総合計画の施策と整合性を保持しながら、大綱には、施策7「文化芸術活動の支援」を中心に、施策5「生涯学習活動の支援」及び施策9「歴史的資源の保護と活用」などを掲げています。

この大綱に基づき、平成28年度から平成32年度を計画期間とした、「川口市教育振興基本計画（以下、「振興計画」という。）」を平成28年4月に策定しています。大綱の施策にあわせ、目指す方向性を示し、具体的な取組を明記しています。この振興計画は、総合計画策定と同時進行で策定し、市民の意識調査等による意見の反映も、同時に実施したとみなしています。

このようななか、文化芸術分野については、国の「文化芸術振興基本法」が一部改正され、「文化芸術基本法（以下、「基本法」という。）」の名称となり、平成29年6月に公布されました。この基本法では、更なる文化芸術を推進するための基本となる理念が整えられ、基本施策が追加されています。

「基本法」の理念は、誰もが自主性・創造性を十分に発揮できるよう推進していくことにあります。この基本法が改正される前の平成27年5月に文化庁は「文化芸術に関する基本的な方針（第4次）（以下、「基本方針」という。）」を閣議決定しており、この基本方針では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラムの推進としてわが国が目指す文化芸術を示しています。

一方、本市では平成28年3月に市議会議員の議員提案条例として「川口市文化芸術振興条例（以下、「振興条例」という。）」が制定され、本市独自の理念を掲げています。その背景には、埼玉県においても県域他市における文化芸術の振興を目指す条例が制定されたことが契機となっています。

平成21年7月に「埼玉県文化芸術振興基本条例」が定められた後、平成23年3月には「埼玉県文化芸術振興計画」が策定され、文化芸術の全般に対する事業の推進や文化団体への支援の充実等の目標が明確になっています。

これらを受け、本市においても、振興条例の制定後、第6条に示すとおり「総合的かつ計画的に推進するため文化芸術基本計画を策定するもの」とされています。

(2) 国・県の動向

国は、平成13年に「文化芸術振興基本法」を公布し、文化芸術を振興する趣旨の施策を示し、同年発出の「基本方針」ではその指針及び実践的取組を定めています。現在までにその基本方針は4回の改定を重ね、毎改定ごとに、その実施内容が多種多彩に変容してきています。

前述のとおり、改正された「基本法」の内容は、今まで各分野に対する施策を、「振興する」としていたものが、「推進する」という言葉に代わり、より行政の主体性を広げたほか、各施策の詳細な取組等は追加事項が大幅に増えたものとなっています。

「基本法」前文に追加された趣旨は、「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り組むこと」が言及され、更には、「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」が掲げられました。

改正の概要としては、基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割や関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定するものとされています。

更には、芸術、メディア芸術、伝統芸能等の必要な施策として、物品の保存、展示、知識及び技能の継承、芸術祭の開催などに対する支援が追加されました。また、各地域における文化芸術を通じた地域の振興をはかることを推進すること、海外におけるわが国の文化芸術に関する現地の言語による展示公開などが加わり、さらに、芸術家の養成及び確保を図るため教育訓練等の人材育成への支援などが盛り込まれています。特に、これまでに無い視点として、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、レガシーの創出を文化的側面で推進する旨が加わったことが特筆すべき点です。

また、平成31年4月に施行予定の「文化財保護法」の改正により、地域における文化財の観光資源としての利活用を進めています。

県は、「条例」の公布を機に、前述のとおり「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、平成28年3月に、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした次期(2期目)の計画を策定しています。この計画では、「2020年東京大会に向けた文化プログラムの実施とレガシーの創出」、「文化芸術をつなぎとして人と地域の活力を創出」、「未来を切り拓く若い世代を文化芸術の担い手として支援」などの視点を据えて新たな戦略を定めています。

県内各地域に根付いた文化資源を有効に活用ができるよう、また、文化資源の活用が地域づくり、その地域に根ざした人材の育成が独自の文化芸術の発展につながるよう、実践的プログラムを定めています。

(3) 文化芸術を巡る社会情勢

少子高齢化社会への抵抗

すでに問題視されている少子高齢化社会への危惧は、社会情勢に大きく影響を与える課題ですが、文化芸術分野においても、地域コミュニティの希薄化や文化芸術の担い手の減少などが問題として挙げられています。地域における人と人との結びつきは、文化芸術活動を進展し、また、世代間の交流が若手の人材育成につながるものとして求められています。

IOT^{注1}化・AI^{注2}化時代及びグローバル化時代の到来

情報通信技術や人口知能の急速な進展は、一部の市民に影響を与えるものではなく、近い将来、誰もが等しく、その恩恵を受ける時期が到来することが予想されます。文化芸術分野においても、情報通信技術が活動の情報収集や発信における急激で激しい変化をもたらしています。また、囲碁や将棋などの娯楽文化にすでにAIが参入しているように、他の文化芸術の営みにAIが参入する状況も遠い将来ではないように思われます。

これまでも、わが国の文化は、諸外国に向け発信され、高い評価を受けながら展開されてきています。国内外における文化芸術の相互交流は、わが国の文化資源を再認識できる貴重な機会にもなっています。本市においても、市内における発信だけではなく、世界に向けた発信によって再評価されることにより、地域産業や振興につながるものとして求められています。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラム

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。beyond2020プログラム、東京2020文化オリンピックアワードなど、文化庁が定めたプログラムは、大会終了後もレガシーとして、その地域の独自性を保持したまま継続的につながる文化事業として実施することを求められています。



beyond2020プログラム は日本文化の魅力を発信するとともに、**2020年以降を見据えたレガシー創出のための文化プログラム**です。

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に繋げるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認定します。

beyond2020プログラムの認定要件

① 日本文化の魅力を発信する事業・活動

② 多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含む事業・活動

- 障害者にとってのバリアを取り除く取組
- 外国人にとっての異文化の壁を取り除く取組

申請は**Culture Nippon**又は文化庁ホームページへ
申請方法は、各ホームページからご確認ください。
▶ 文化庁ホームページ <http://www.bunko.go.jp>
【問合せ】文化庁 beyond2020プログラム事務局 TEL: 03-5657-0684

beyond 2020

注1 IOT（インターネットオブシングス）あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス

注2 AI（アブリシエイティブ・インクワイアリー）人間の知的営みをコンピュータ上の人間同様の知能に実現させようという試み

2 市民意識調査からの現状と課題

本計画を策定するにあたり、文化芸術に関する市民の意識調査については、本市の施策の基になっている総合計画の進行管理や計画をより良いものにするための市民からの評価や意見が反映されている「総合計画のための意識調査」を採用するものです。文化芸術の分野は、市民の利便性や安全性に直接的に関わるものではないため、市民の意識としては重要度が低く出る可能性はあるものの、心を豊かにする市民生活の上では欠かせないものであり、満足度に大きく影響するものであると考えています。そこで、平成29年度「総合計画のための市民意識調査」の文化芸術に関わる部分を抜粋し、分析をしました。

この調査は、平成29年6月に住民基本台帳を基に無作為抽出した市内在住で18歳以上の男女5,000人を対象に実施したもので、有効回答数は1,822、有効回答率は36.4%です。

(1) 現状

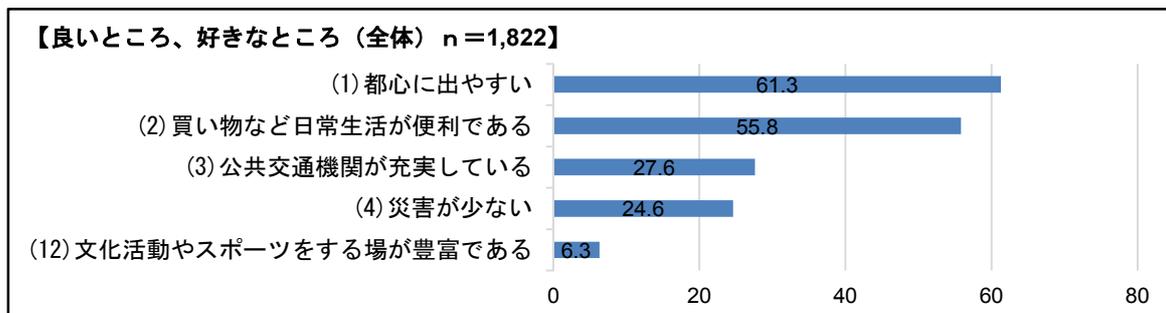
「川口市の良いところ」「川口市の良くないところ」から（20項目のうち3項目まで選択）

調査結果によると、「川口市の良いところ、好きなところ」の設問において「文化活動やスポーツをする場が豊富である」と回答した方は、全体では6.3%と20項目のうち12番目であり、他の項目と比べ低数値を示しています。（グラフ1）

詳細をみるとその中でも、男女・年齢別では、特に男性の18～29歳の方が13.2%、65～74歳の方が11.8%と女性や他の年齢層と比べ、全体的に5ポイント以上の差がある高数値を示しています。また、男女とも30～39歳の年代が低数値を示しています。同年代による文化活動やスポーツの場の活用度が高い可能性があります。（表1）この質問では地域別の顕著な差はありません。

グラフ1

単位：%



※（）内数値は%の高い順の順位を示しています

第2章 現状と課題

【良いところ、好きのところ（男女・年齢別）】

単位：％

表 1	全体	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75以上
文化活動やスポーツをする場が豊富である（男）	6.3	13.2	1.9	7.5	8.8	4.1	11.8	3.5
文化活動やスポーツをする場が豊富である（女）		3.3	1.6	4.6	5.6	9.6	7.2	6.8

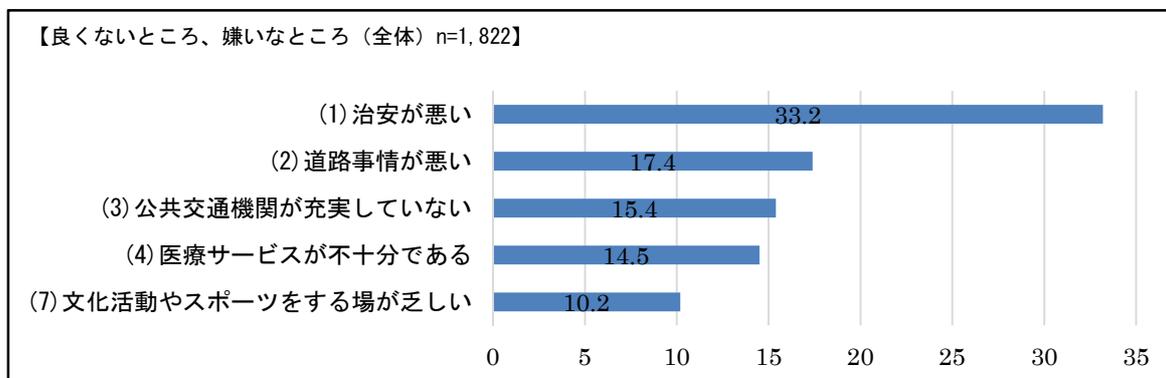
上記に対する質問として、「川口市の良いところ、嫌いなところ」の設問では、「文化活動やスポーツをする場が乏しい」と回答した方は、全体では 10.2%と 20 項目のうち 7 番目であり、他の項目に比べ高い数値となっています。（グラフ 2）詳細をみると、男女・年齢別では、男性の 18～29 歳の方が 17.1%、65～74 歳の方が 16.0%と女性や他の年齢層と比べ 5 ポイント以上の差がある高数値を示しています。これに対して女性は、年齢別での小差となっています。（表 2）

次に、勤務地別にみると、埼玉県・東京都以外に勤務している方が 10 ポイント以上の差のある 25.0%と高数値を示しています。（表 3）

文化芸術の場としては、全体的に豊富と感じる値は低く、乏しいと感じる値が高く示されています。

グラフ 2

単位：％



※ () 内数値は％の高い順の順位を示しています

【良くないところ、嫌いなところ（男女・年齢別）】

単位：％

表 2	全体	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75 以上
文化活動やスポーツをする場が 乏しい（男）	10.2	17.1	9.4	9.0	13.2	14.3	16.0	7.0
文化活動やスポーツをする場が 乏しい（女）		5.7	8.4	9.1	10.6	8.2	11.4	6.8

【良くないところ、嫌いなところ（勤務地別）】

単位：％

表 3	全体	川口市内	埼玉県内	東京都内	埼玉県、東京都 以外の県
文化活動やスポーツをする場 が乏しい	10.2	9.4	11.3	11.0	25.0

「川口市の好きな場所、もの、行事」から（29項目のうちいくつかでも選択）

調査結果によると、「好きな場所、もの、行事」の設問において「川口総合文化センターリリア」と回答した方は、全体では29項目中4番目で、28.0%と他の生涯学習・社会教育施設の中で中央図書館に次ぐ高数値を示しています。一方、「アートギャラリー・アトリア」と回答した方は、全体では23番目で、3.5%と他の生涯学習・社会教育施設に比べて、特に低数値を示しています。（グラフ3）

詳細を見ると、「川口総合文化センターリリア」と回答した方のうち、男女・年齢別では、男性の75歳以上の方が36.0%、女性の50歳以上の方が高数値で下表のとおりです。男女共に年齢が高くなるにつれ数値が高くなる傾向があります。特に、65歳以上からの利活用度が高いことが予想されます。「川口総合文化センターリリア」、「アートギャラリー・アトリア」ともに女性が好きな場所としての選択が高くなっています。（表4）

次に、勤務地別にみると、「川口総合文化センターリリア」は市内が低いのに比べ、市外の値が高く、交通の利便性が高い施設であることや、規模が大きい点などが利点となっていますと予測されます。埼玉県、東京都以外の県が33.3%と高数値を示しています。一方、「アートギャラリー・アトリア」は、埼玉県、東京都以外の市外での認知度が低いことが見受けられます。（表5）

次に、地域別にみると、「川口総合文化センターリリア」は横曽根地域37.2%、南平地域33.3%、新郷地域の方が33.3%、「アートギャラリー・アトリア」は中央地域5.8%、横曽根地域6.3%と共に高数値を示し、施設から離れている地域の方の数値が低いことが見受けられます。（表6）

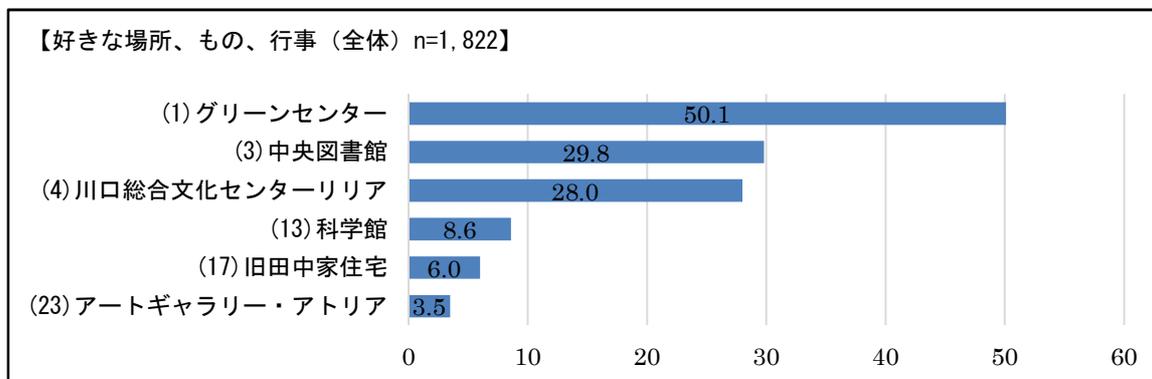
このことから、川口総合文化センターリリアは男女共に年齢が上がるほど好まれる傾向があり、特に、女性はこの傾向が顕著に現れています。また、川口総合文化センターリリア、アートギャラリー・アトリア共に隣接している地域から好まれている傾向が見

第2章 現状と課題

受けられます。

グラフ3

単位：％



※（）内数値は％の高い順の順位を示しています

【好きな場所、もの、行事（男女・年齢別）】

単位：％

	全体	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75以上
中央図書館（男）	29.8	30.3	25.5	30.8	31.6	34.7	20.2	20.9
中央図書館（女）		36.9	29.8	34.7	32.2	34.2	27.5	24.6
川口総合文化センターリリア（男）	28.0	14.5	9.4	21.8	27.9	24.5	26.1	36.0
川口総合文化センターリリア（女）		18.9	13.6	23.7	33.9	32.9	48.5	55.9
科学館（男）	8.6	3.9	9.4	12.0	9.6	12.2	1.7	2.3
科学館（女）		8.2	13.6	15.1	6.7	9.6	6.6	2.5
旧田中家住宅（男）	6.0	1.3	0.0	3.0	2.2	10.2	5.9	16.3
旧田中家住宅（女）		4.1	2.6	6.8	7.8	4.1	8.4	9.3
アートギャラリー・アトリア（男）	3.5	0.0	1.9	2.3	3.7	2.0	0.0	1.2
アートギャラリー・アトリア（女）		0.8	4.7	6.4	4.4	5.5	3.6	3.4

【好きな場所、もの、行事（勤務地別）】

単位：％

	全体	川口市内	埼玉県内	東京都内	埼玉県、東京都以外の県
中央図書館	29.8	25.0	28.2	38.7	36.1
川口総合文化センターリリア	28.0	22.6	22.6	21.0	33.3
科学館	8.6	10.7	9.6	8.6	16.7
旧田中家住宅	6.0	7.7	3.4	3.5	5.6
アートギャラリー・アトリア	3.5	4.2	3.4	3.0	5.6

【好きな場所、もの、行事（地域別）】

単位：％

表 6	全体	中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷
中央図書館	29.8	52.2	55.2	35.0	42.9	22.2	13.6	18.6	11.3	16.9	19.8
川口総合文化センターリリア	28.0	31.9	37.2	27.8	33.3	33.3	25.9	25.9	21.7	24.3	19.3
科学館	8.6	7.2	7.6	10.9	9.5	2.0	6.1	9.1	5.7	9.0	14.0
旧田中家住宅	6.0	4.3	5.4	6.4	9.0	8.1	5.4	5.0	4.7	2.6	7.7
アートギャラリー・アトリア	3.5	5.8	6.3	3.8	3.2	1.0	2.7	3.2	1.9	2.1	1.9

「川口市の状況や取り組みについての実感」から

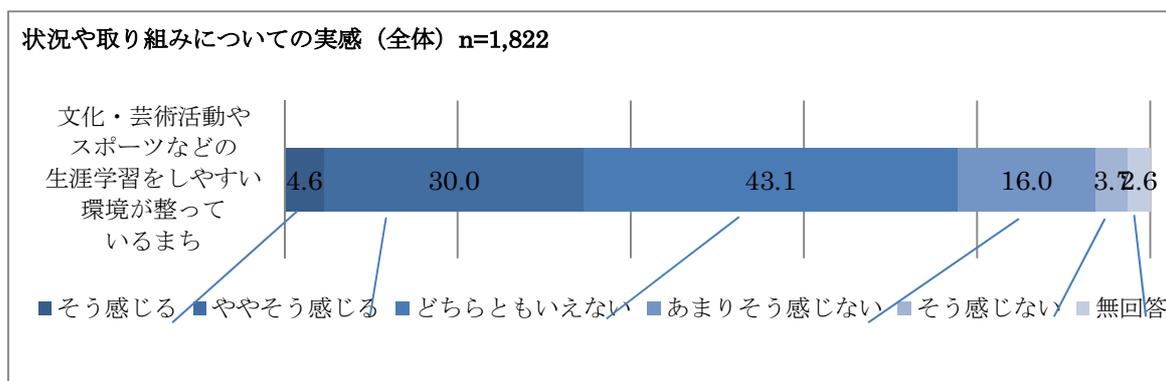
調査結果によると「状況や取り組みについての実感」の設問において「文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち」と「感じている」は全体の34.6%、一方、「感じていない」は19.7%の方が回答しています。全体では23項目の状況や取り組みの中で8番目の高評価であります。（グラフ4）

詳細を見ると、「感じている」の回答の中でも、男女・年齢別では、男性の18～29歳44.7%、女性の18～29歳40.2%、75歳以上の方が40.7%と高数値を示しています。一方で、男性の60～64歳24.5%、75歳以上の方が20.9%と低数値を示しています。男女とも18歳～29歳が高いのに対し、75歳以上における男女の感じ方は大きく異なっています。これは利用している環境が全く異なるものと推測されます。（表7）

次に、地域別にみると、青木地域41.0%、戸塚地域39.7%と高数値を示しています。一方で、芝地域29.5%、鳩ヶ谷地域28.5%と低数値を示しています。（表8）

グラフ4

単位：％



第2章 現状と課題

【状況や取り組みについての実感「そう感じる」「ややそう感じる」と回答した割合（男女・年齢別）】

単位 %

表 7	全体	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75以上
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち（男）	34.6	44.7	30.2	35.3	33.8	24.5	30.3	20.9
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち（女）		40.2	35.6	38.4	33.3	31.5	34.1	40.7

【状況や取り組みについての実感「そう感じる」「ややそう感じる」と回答した割合（地域別）】

単位：%

表 8	全体	中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち	34.6	29.7	37.7	41.0	35.4	33.3	31.3	29.5	39.6	39.7	28.5

「今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの」から(23項目のうち上位5項目を選択)

調査結果によると「今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの」の設問において「文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち」は全体では23項目中11番目で、16.2%の方が回答しています。（グラフ5）

詳細を見ると、男女・年齢別では、男性の18～29歳31.6%、40～49歳の方が21.8%と高数値を示しています。一方、男性の75歳以上9.3%、女性の50～59歳11.1%、60～64歳の方が11.0%と低数値を示しています。（表9）

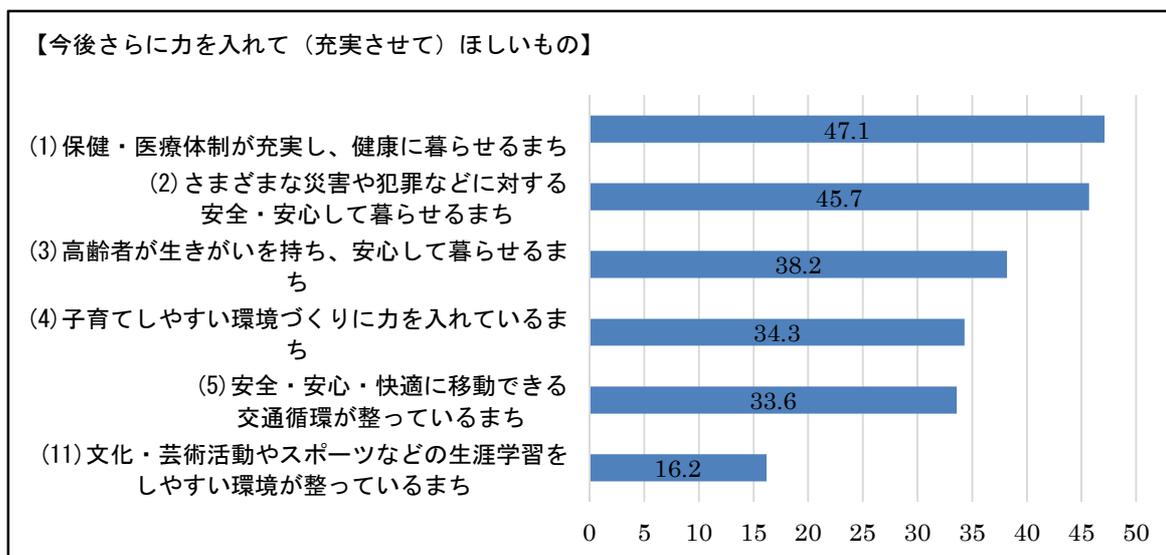
次に、地域別にみると、中央地域22.5%、戸塚地域24.3%と高数値を示しています。一方、芝地域は環境が整っていると予測されるため9.5%と低数値を示しています。（表10）

このことから、保健・医療や安全・安心など生命の危機に関する取り組みの更なる充実を求めている方が多い一方で、若い世代の方は文化・芸術活動やスポーツなどのしやすい環境の更なる充実を求めている傾向も見受けられます。

第2章 現状と課題

グラフ5

単位：％



※（）内数値は％の高い順の順位を示しています

【今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの（男性・年齢別）】

単位：％

表 9	全体	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75 以上
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち（男）	16.2	31.6	14.2	21.8	17.6	18.4	15.1	9.3
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち（女）		13.1	19.9	17.4	11.1	11.0	15.6	12.7

【今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの（地域別）】

単位：％

表 10	全体	中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷
文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち	16.2	22.5	16.1	17.3	14.8	16.2	13.6	9.5	16.0	24.3	14.0

(2) 分析結果から見えてきた課題

文化芸術の場の創設や提供

川口市の良いところとして、文化芸術やスポーツの場としてよりも、日常生活の利便性を支持している方が多く見受けられます。また、良くないところについて、川口市外で勤務している方は、市内で文化芸術やスポーツをする場が乏しいと感じている方が多く見受けられます。全体的には、文化活動の場が豊富であると感じている方より乏しいと感じている方が多く見受けられることから、もっと気軽に参加しやすい環境づくりとして文化芸術活動や文化芸術鑑賞が行える機会や場所等の創設や提供が求められています。

文化芸術環境の更なる充実や整備

川口市の状況や取り組みについての実感として「文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち」と「感じている」方が3割半ばで23項目中8番目と高い実感を得ています。

また、今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいものとして、「文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち」を1割半ば強の方があげています。この傾向は、男女共に若い世代に強く、地域的には、戸塚地域の方が特に強い傾向が見受けられます。更なる文化芸術活動などの生涯学習をしやすい環境の整備が求められています。

文化芸術・生涯学習施設の充実

川口市の好きな場所、もの、行事について、川口総合文化センター・リリアは好きな場所として3割弱の方があげており、文化芸術振興の一翼を担っていると考えられます。

一方、アートギャラリー・アトリアを好きな場所としてあげている方は1割にも届いておりません。これは、その他の生涯学習・社会教育施設にも同じ傾向が見受けられます。アートの発展拠点としてのアートギャラリー・アトリアを含め、文化芸術・生涯学習施設の充実が求められています。

その他の自由記述から

文化芸術に関わるイベント・行事等は市中心地に偏っているなど、市域各地域に格差があり、交通アクセスによっては参加が困難であるとの意見があります。その要因として、文化芸術施設が川口駅周辺に集中していることを指摘される意見があります。一方、市外に通勤する方の中には、退職後、地域のスポーツや文化活動に参加し、地域に根ざした生活を望んでいる方もいます。

全体に、文化芸術の推進がうるおいある魅力的なまちづくりに寄与するものであるこ

とを示しています。

3 文化事業参加者・利用者アンケートからの現状と課題

前述の「市民意識調査」は、市政全般について調査するものであり、その中で市政における文化芸術行政について現状把握するために分析したものです。ここでのアンケートは、市民の方々が文化芸術に対してどのように考えているか、どの程度必要性を感じているのか等調査するため、平成28年～平成29年にかけて、コンサートや文化祭など文化芸術活動に参加した人を対象に調査を行いました。調査数 2,260、有効回答数 621、有効回答率 27.5%です。

(1) 現状

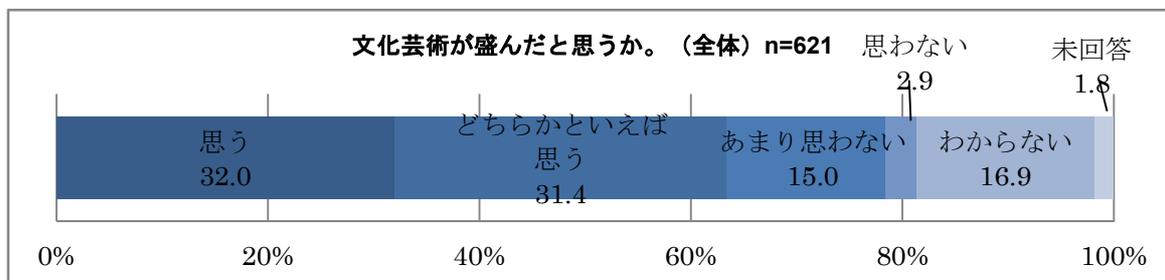
①「川口市を文化芸術が“盛んなまち”だと思うか」から（5者選択）

調査結果によると、川口市が文化芸術が盛んだと“思う”または“どちらかといえば思う”と感じている人は63.4%と高い数値を示しています。（グラフ1）

全体では、6割以上の方が「盛んだ」と感じている反面、市内の21.3%の方が文化芸術が盛んだと“あまり思わない”または“思わない”と感じており高い数値を示しています。（グラフ2）

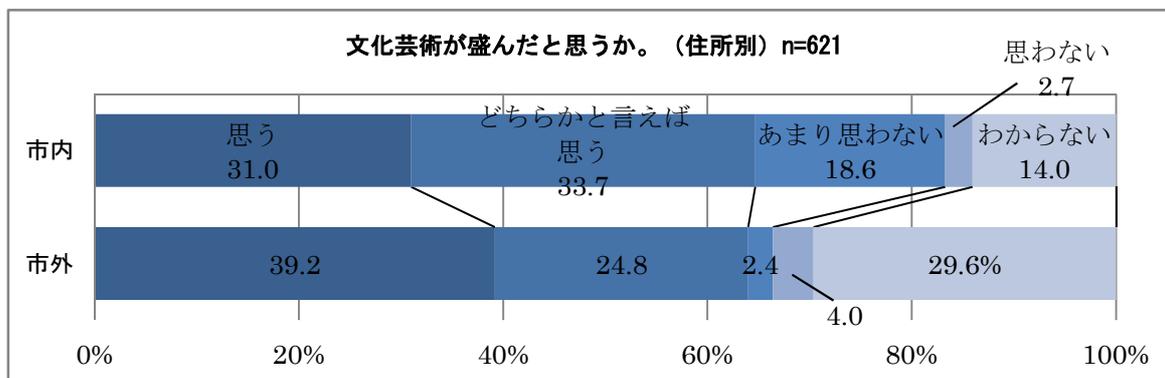
グラフ1

単位：%



グラフ2

単位：%



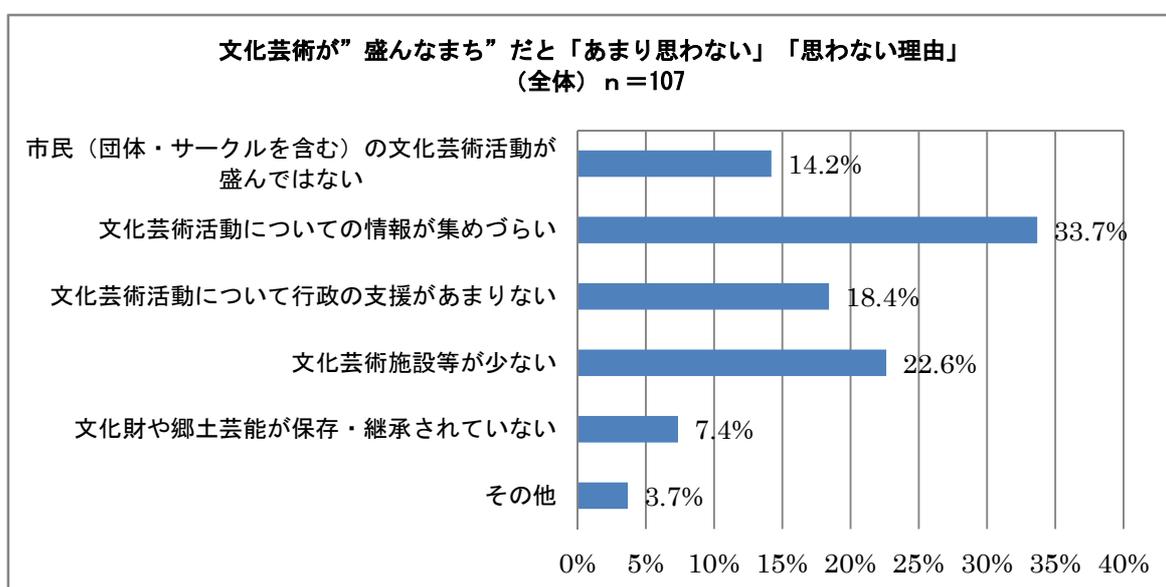
①-2 (複数回答可)

上記で“あまり思わない”または“思わない”と答えた人に対して、なぜそう思うのか聞いたところ、33.7%が「文化芸術活動についての情報が集めづらい」、22.6%が「文化芸術施設が少ない」、18.4%が「文化芸術について行政の支援があまりない」と続いています。(グラフ3)

詳細をみると、男性の年齢別では、20代~50代はほかの年齢に比べ、「情報が集めづらい」と感じていることが見受けられます。対して、女性は、盛んだと思わない理由が年代によって様々であると感じていることがわかります。(グラフ4・5)

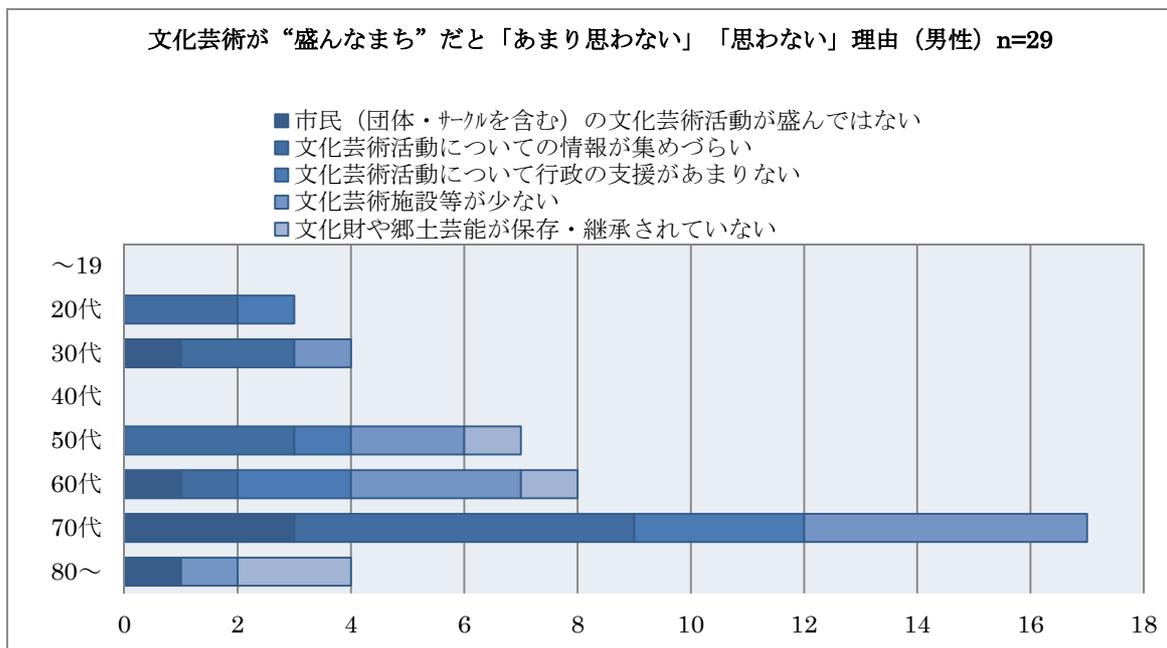
グラフ3

単位：%



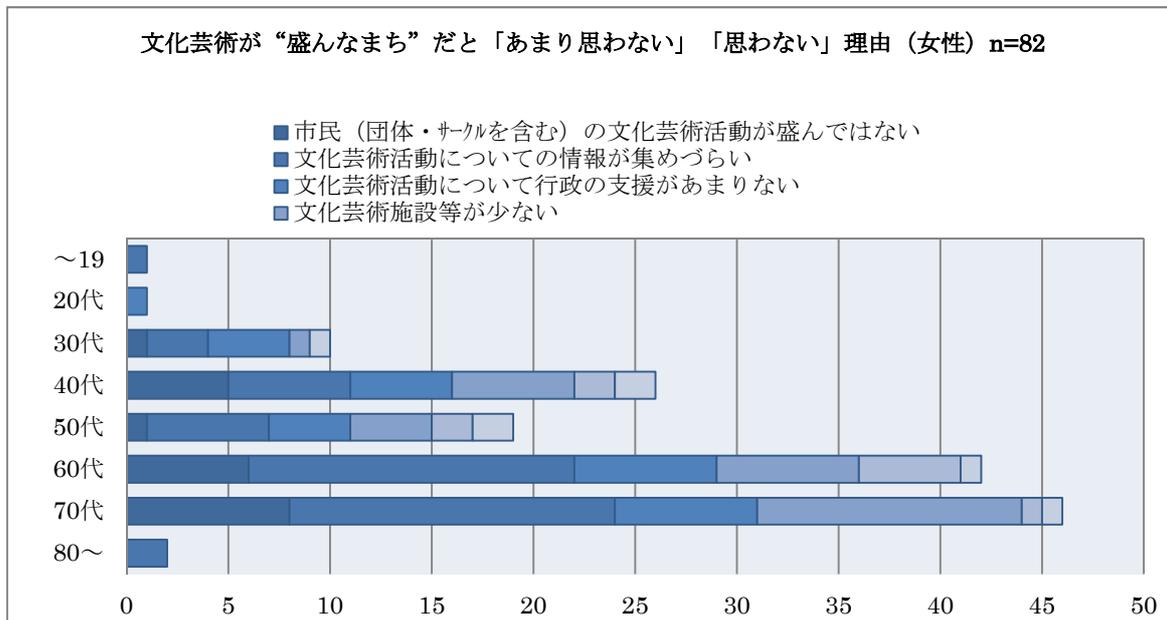
グラフ4

単位：%



グラフ5

単位：%



②この1年間に市内の文化芸術活動に参加したか。（2者選択）

調査結果によると「参加した」人は58.8%で「参加していない」人の38.6%より上回っています。（グラフ6）

詳細をみると男女別では、女性は63.7%参加しているのに対し、男性は49.7%と参

第2章 現状と課題

加率に開きがあります。男性の20、30、50代を見てみるとほかの年代に比べ、参加率が著しく低いことが見受けられます。(表1)

「参加していない」理由を見てみると「時間に余裕がない」「文化芸術活動の情報がない」などが高い数値が示されています。年齢別では、20代～50代の働き盛りの年代では、時間がなかったり文化芸術活動の情報を集められていないことが憶測されます。反対に定年を過ぎた60～70代では、参加率が上がっている傾向が見受けられます。仕事をやめ、時間に余裕ができてから趣味の時間として文化芸術活動を始める人がいるとも推測されます。どの年代でも「文化芸術活動の情報がない」と感じている人が多いことが見受けられます。(グラフ7・8)

グラフ6

単位：%

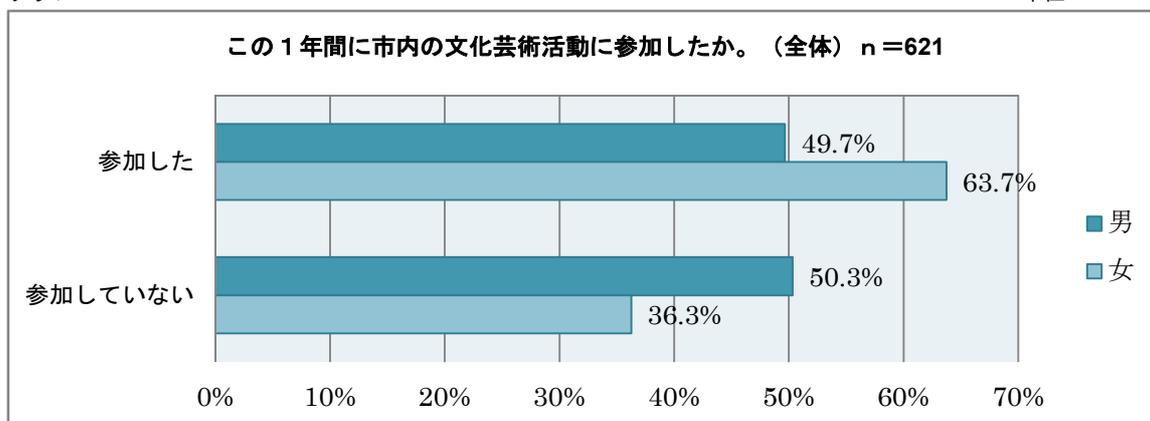


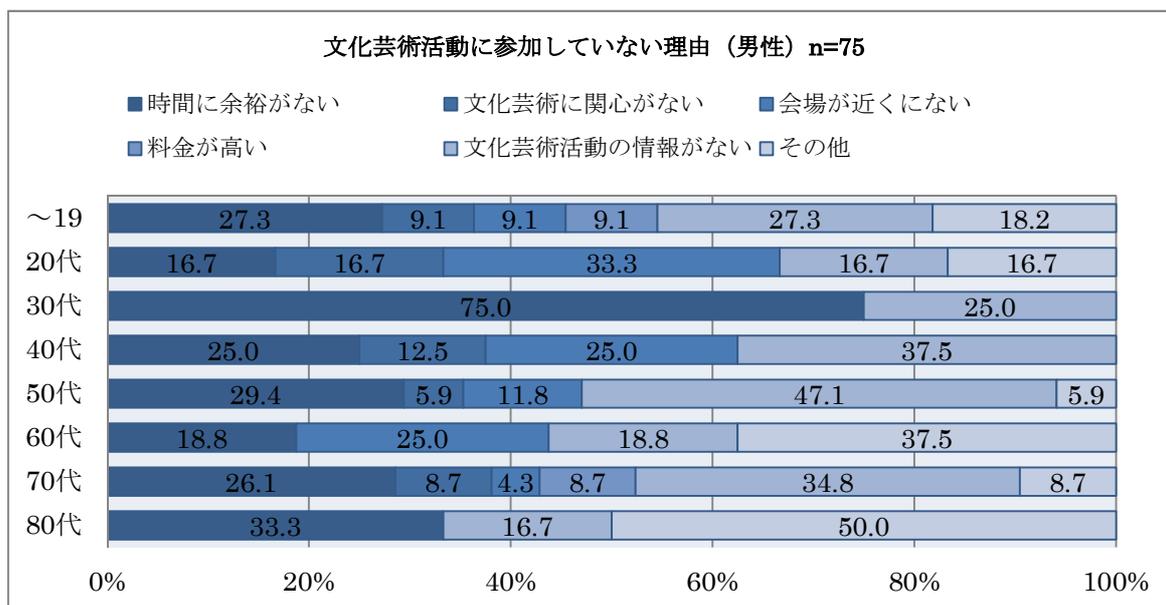
表1 【この1年間に市内の文化芸術活動に参加したか。(性別・年代)】

単位：%

	～19	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80～
参加した(男)	40.0	<u>28.6</u>	0.0	<u>36.4</u>	<u>27.8</u>	51.4	62.0	50.0
参加した(女)	60.0	57.1	45.9	48.4	46.4	59.8	76.5	67.4

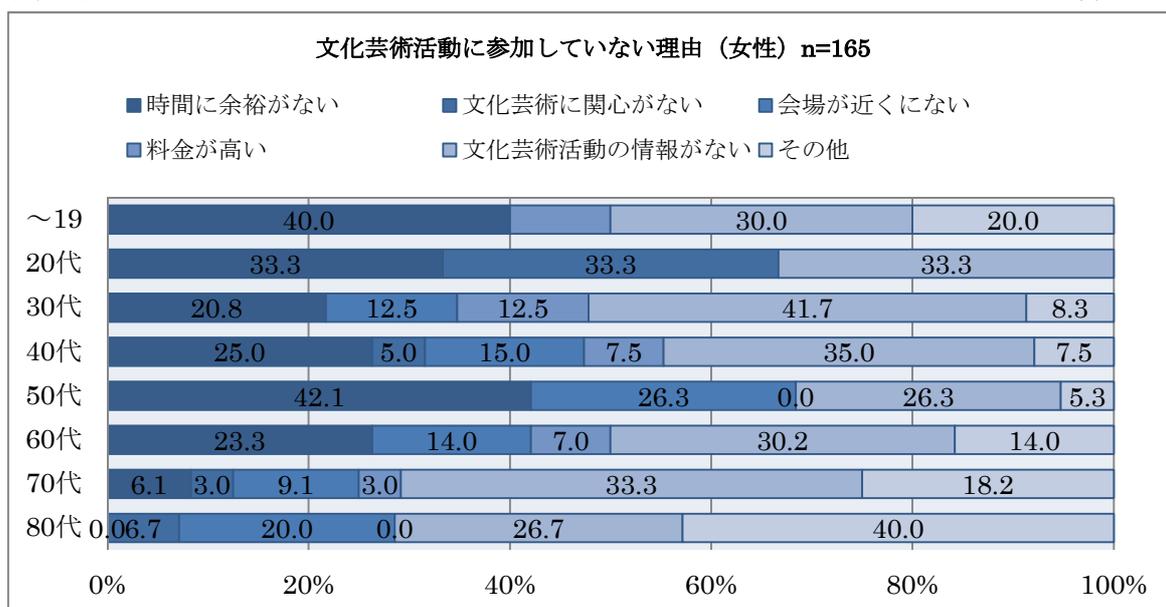
グラフ7

単位：%



グラフ8

単位：%



③今までに市内の文化施設を利用したことがあるか。（複数回答可）

調査結果によると、市内の文化施設として、71.3%の人が「川口総合文化センター・リリア」、57.0%の人が「公民館」を利用しており、「川口総合文化センター・リリア」は駅から近くアクセスが良く、「公民館」は自宅の近くなど通いやすいため利用している人が多いと考えられます。しかし、「川口総合文化センター・リリア」では予約がとりづらい、「公民館」はバリアフリー化が進んでいないという意見もみられます。

一方、アートギャラリー・アトリアは17.4%と利用したことがある人は他に比べ低

い数値です。(グラフ9)

③-2 (複数選択可)

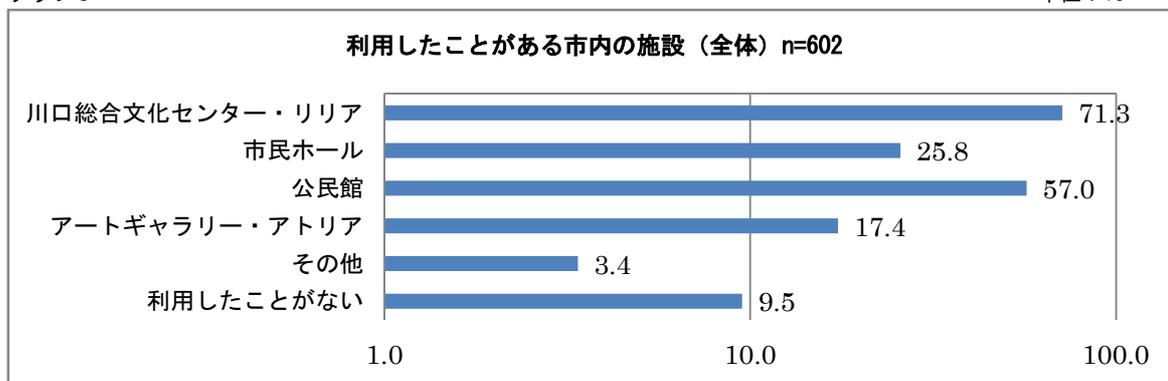
施設の利用満足度は77.5%が「どちらかと言えば満足」または「満足」と回答しており高い数値を得ています。満足度については、性別別、住所別ともに大きい差はありませんでした。(グラフ10)

③-3 (複数回答可)

市内施設を利用した方で、「やや不満」または「不満」と回答した13.6%の方に対し、何を必要としているかを調査したところ、市内の方は、「既存の施設・設備の改修」を望んでいる方が男女ともに多い傾向があり、市外の方は「利用料を安くする」ことを一番望んでいるという違いが見受けられました。(グラフ11)。

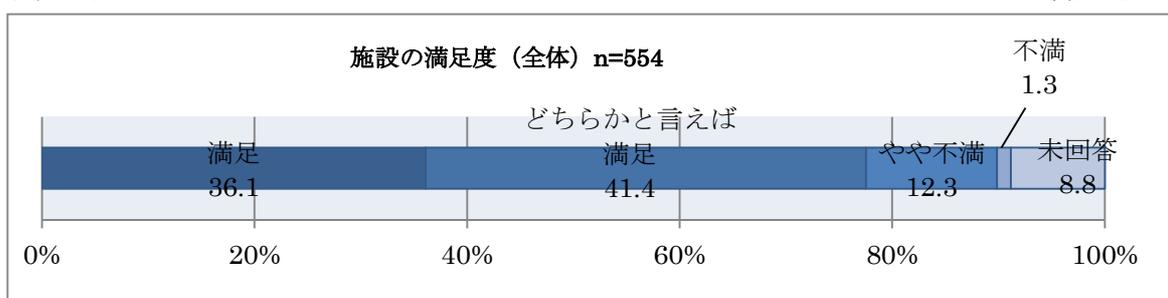
グラフ9

単位：%



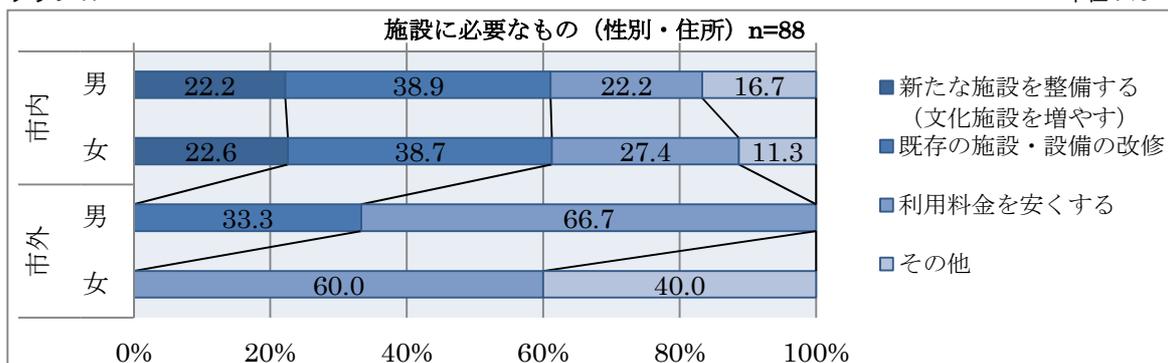
グラフ10

単位：%



グラフ11

単位：%



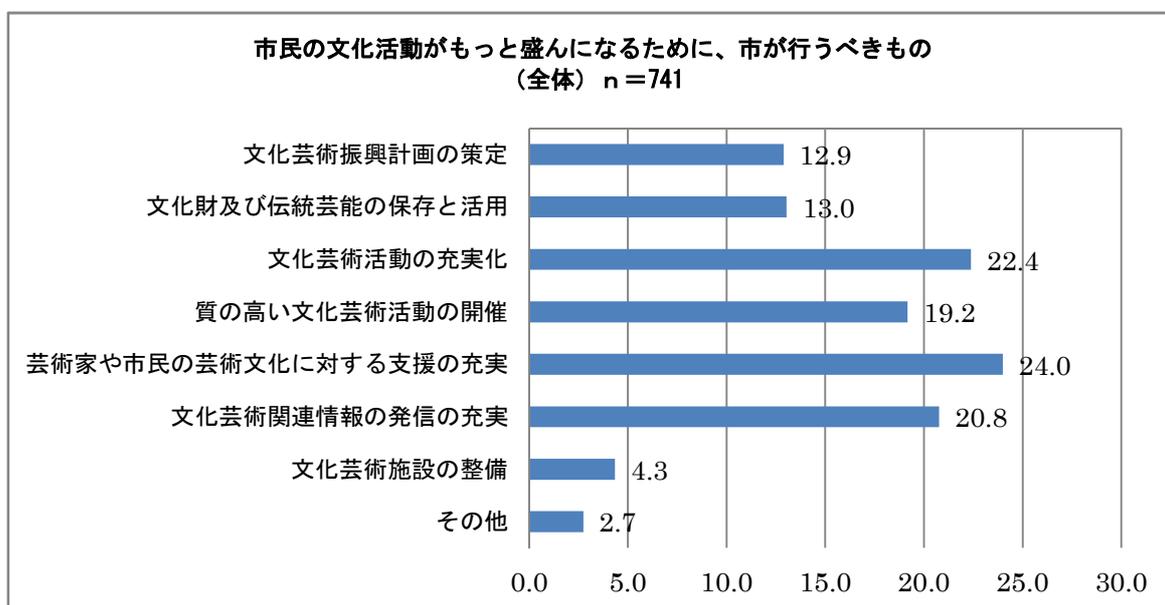
(複数選択可)

調査結果によると、「芸術家や市民の芸術文化に対する支援の充実」が24.0%、「文化芸術活動の充実化」が22.4%、「文化芸術関連情報の発信の充実」が20.8%と続いています。(グラフ12)

全体では、男性の回答率は82.6%、女性の回答率は73.1%であり、女性に比べ男性の方が、行政が行うものの必要性を高く感じており、また、男女ともに60～70歳代で「文化芸術活動の充実化」「芸術家や市民の芸術文化に対する支援の充実」が高い割合を示しています。住所別については、市内外に大きな違いはありませんでした。(グラフ13・14)

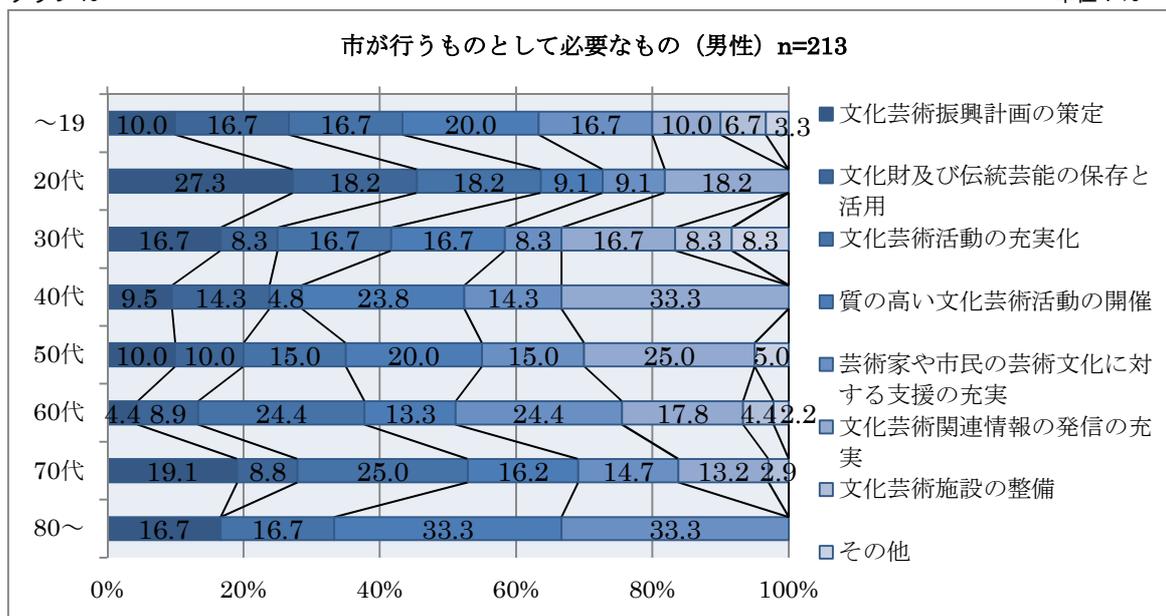
グラフ12

単位：%



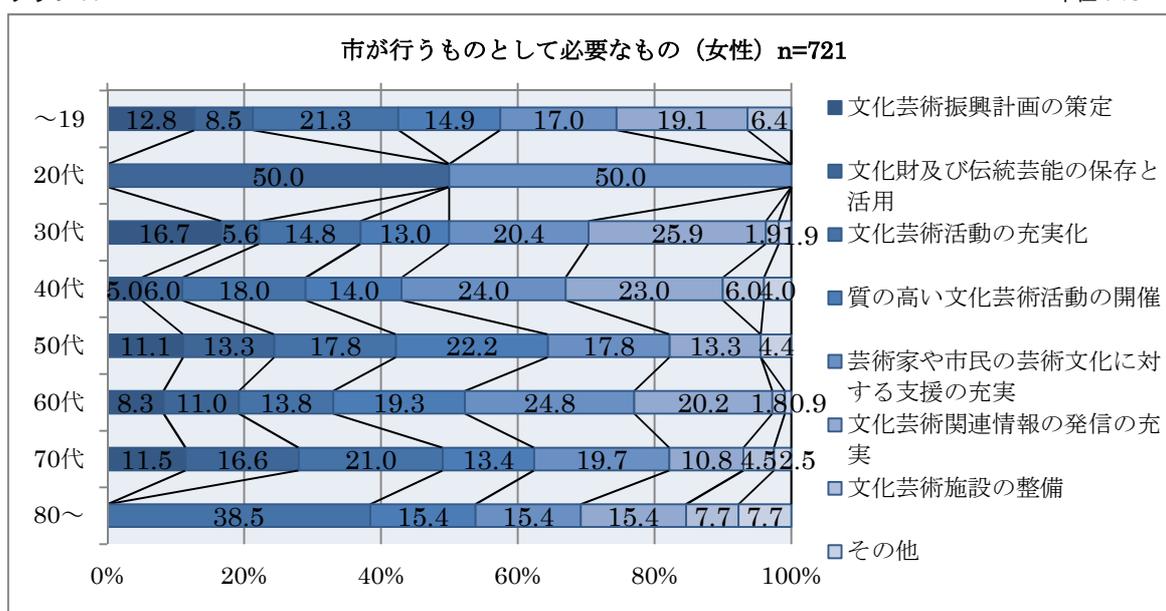
グラフ13

単位：%



グラフ14

単位：%



次に、質問同士をクロスした分析を行い、(5)(6)に示します。

⑤【川口市を文化芸術が“盛んなまち”と思うか】及び【この1年間に文化芸術活動に参加したか】またその理由

調査結果によると、川口市が文化芸術が“盛んなまち”と「思う」及び「どちらかといえば思う」を選択した人は、文化芸術活動に「参加してない」人に比べ「参加した」

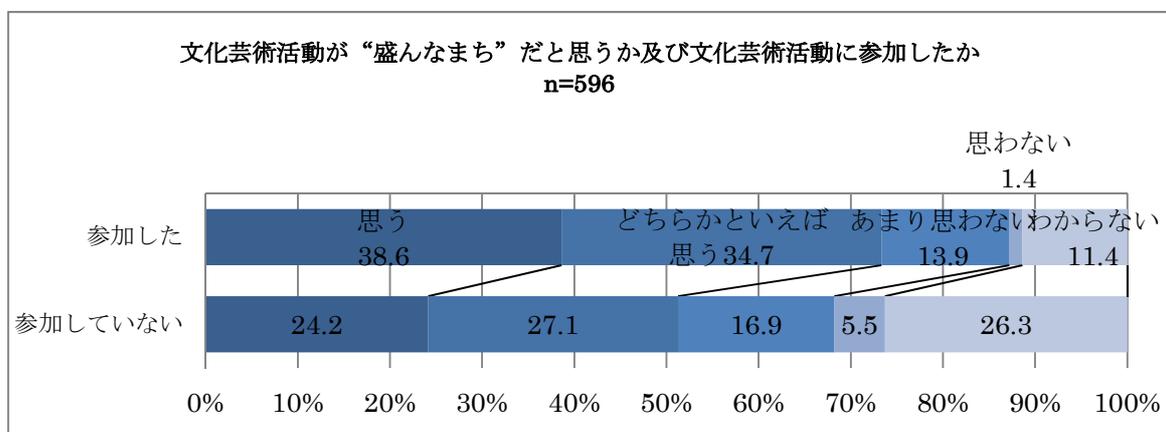
人の方が22.0ポイント高い数値になっています。

また、文化芸術活動が“盛んなまち”か「わからない」と答えた人は、文化芸術活動に「参加した」人より「参加していない」人の方が14.9ポイント高い数値になっており、文化芸術活動に「参加していない」という事実が“盛んなまち”か判断できにくいという経緯が示されています。(グラフ15)

文化芸術活動に「参加していない」人のうちその理由に「時間に余裕がない」と回答した人の63.0%が、文化芸術活動が“盛んなまち”だと「思う」及び「どちらかといえば思う」を選択しています。つまり、文化芸術活動は“盛んなまち”と思うが、時間に余裕がないため「参加していない」人が多いことがわかります。(グラフ16)

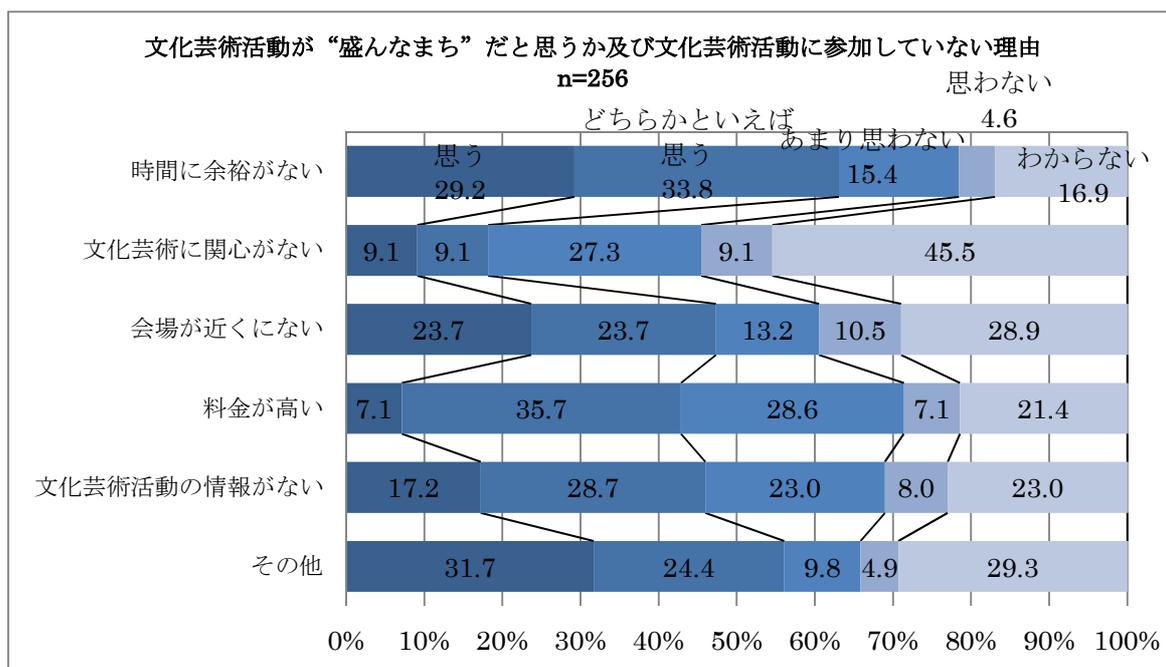
グラフ15

単位：%



グラフ16

単位：%



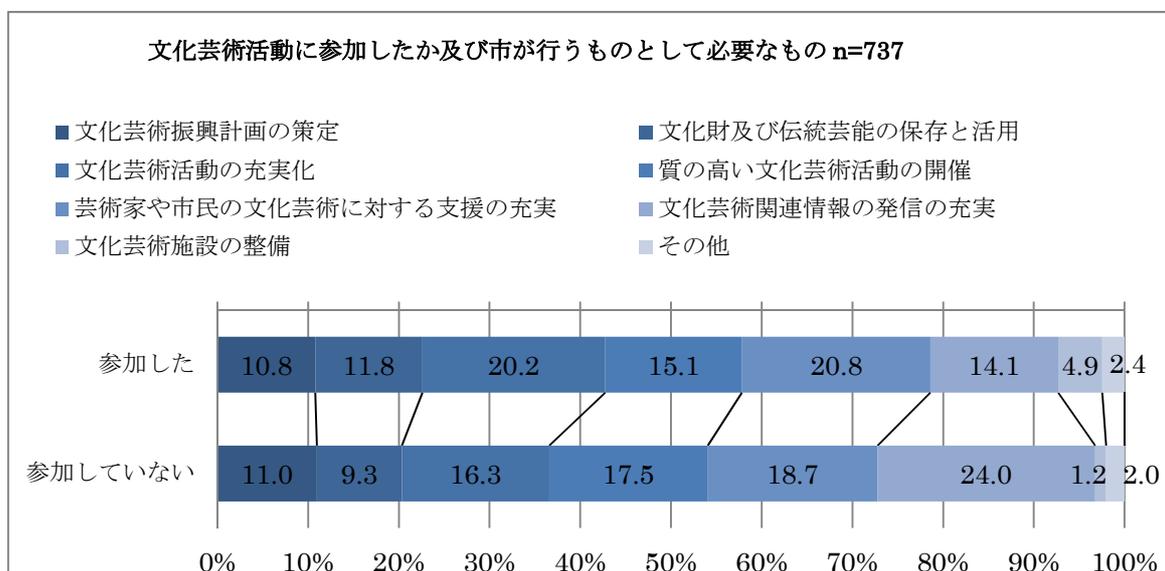
⑥【この1年間に文化芸術活動に参加したか】及び【市が行うものとして必要なもの】

調査結果によると、文化芸術活動に「参加していない人」が「必要としているもの」は、「文化芸術関連情報の発信の充実」24.0%と一番高く、「参加した」人の割合と比べても、9.9ポイントの差があり、文化芸術関連の情報を必要としていることがわかります。

対して、「参加した」人が必要としているものは「芸術家や市民の文化芸術に対する支援の充実」20.8%、「文化芸術活動の充実化」20.2%と続き、支援の充実や活動の充実であるとわかります。(グラフ17)

グラフ17

単位：%



(2) 課題

文化芸術活動の情報発信の必要性

今回のアンケートでは各質問項目で「文化芸術活動の情報」について不満を感じている人が見られました。①-2では文化芸術が盛んでないと感じている人のうち、33.7%の人が「文化芸術活動の情報が集めづらい」と感じており、②-2では1年間に市内の文化芸術活動に参加していない人のうち、40.5%の人が「文化芸術活動の情報がない」と回答しています。また、自由意見でも、情報発信を必要とする意見が見られました。よってこれらから満足できていない理由は、情報を得る手段が少ないことと予想され、情報を得る手段を増やしていくことが求められています。

現在、行政の主な広報手段として「広報かわぐち」や「市ホームページ」、ポスター、

チラシなどが挙げられます。20代～50代の仕事に追われ忙しい働き盛りの世代はなかなか、ゆっくり見る時間が無いのが現状だと想定されます。情報を得る手段や、情報がないと考える人たちを減らし、情報発信の充実につなげることが求められています。

既存施設の見直し

本市の特徴として、駅前でアクセスの良い「川口総合文化センター・リリア」、各地域に多く配置されている「公民館」、商業施設のすぐ隣にあり、家族連れが多く訪れる「アートギャラリー・アトリア」など文化の発信拠点となる施設が多くあります。「文化芸術が“盛んなまち”だと思う」数値が高い理由は、この施設が多数ある点や設置に対する満足度が高いことから考えられます。

その一方で、自由意見を見てみると既存施設の改修を求めている人が多いことがわかります。その他にも、施設の使用方法の見直しや使用料の見直しを求める意見もありました。

文化芸術活動の充実化

上述のとおり文化芸術活動の情報を充実させていく必要がある一方で、すでに文化芸術活動に参加している人は、十分に情報を得ている人もいます。その人たちは、情報の充実ではなく文化芸術活動に対する支援や文化芸術活動の充実を求めています。積極的に文化芸術活動の場を提供することや様々なジャンルの文化芸術イベントを提供するなど行政側から働きかけ、多くの機会を提供していくことを求められています。

また、時間に余裕がなく平日などに文化芸術活動に参加できない人のために休日に行う文化芸術活動や、反対に、平日の夜間開催のイベントなど、様々なライフスタイルにあう、誰もが参加しやすい機会を増やしていかなければなりません。

その他自由意見から

その他意見では、施設の改修を求める声が多く挙がりましたが、発表の場を求める意見もありました。現在、本市では、川口市民会館が閉館し、川口駅付近での発表の場が川口総合文化センター・リリアのみとなっています。川口総合文化センター・リリアは市外の団体も多く利用されるため、高倍率となっており、市内の方々が活動や発表に使づらい状態です。市民が活動しやすい環境づくりが求められています。

4 計画策定における課題

ここでは、これまでの「総合計画のための市民意識調査」、「文化事業参加者・利用者アンケート」から、抽出された課題の中から頻出の高いものを示します。

1 「情報」

「文化芸術活動に関わる情報が少ない」、「情報を集める手段がわかりづらい」などの声が多あり、若年齢層、中年年齢層、高年齢層それぞれに適した情報収集手段や情報発信手段について検討が必要です。

2 「機会の提供」

「参加できるイベントが少ない」、「成果を発表する機会が欲しい」などの要望が多くあり、市民の誰もが等しく参加しやすいイベントの創出が必要です。

3 「保存と継承」

伝統文化の継承や本市の文化芸術を支えてきた文化芸術団体の高齢化に危惧される声があり、それぞれの団体が他の団体や企業などと連携することで更なる発展が見込まれ、新しい魅力につながると考えます。

4 「支援・補助」

「公民館等で活動する団体や芸術家、芸術への支援が足りない」との声に基づき、行政・企業等の支援や補助などの検討が必要です。

5 「興味・関心」

幼少期の体験が豊かな情緒を育てることから、文化芸術活動への興味や関心を幼い頃から、身近に感じられる土壌を作る必要があります。

6 「場所」

現在ある施設のあり方の見直しや新設を望む声、設備等への意見が多くあり、現在のあり方をまずは検討する必要があります。

これらの課題に取り組むため、次の章において指針を定め各施策を推進していきます。

第3章

基本理念と目標

1 基本理念

これまで、本市には、文化芸術に係る統括的な指針や基本的な計画はなかったものの、先に示したとおり、「川口市第5次総合計画」や「川口市教育振興基本計画」において目標を定め、体系的に文化芸術事業を実施してきました。平成28年3月に「川口市文化芸術振興条例」を制定するにあたり、**下記に示したとおり**、基本理念を定めています。この計画は、この基本理念に基づき、本市独自の計画となるよう各取組や各事業を整理して策定しています。本市の風土や歴史ある産業から「ものづくりのまち」が形成されたように、本市独自の生活文化や経済産業の環境が、「文化活動の盛んなまち」を生んだものと考えています。

特に、本市の特色である、利便性の高い立地環境、町会自治会組織の充実とそれを支えた公民館の設置、製造業を中心とした中小企業や造園・植木産業の集積、バランスの良い市街地と緑地の環境など多くの地域資源が、文化芸術活動に影響しています。これらの特色も踏まえ計画に反映していきます。

基本理念

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重します。
- 2 市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮します。
- 3 文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境整備を図ります。
- 4 地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮します。
- 5 文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮します。

2 基本目標

上記の基本理念を踏まえ、第2章 4で示した「計画策定における課題」に基づき、下記のとおり基本目標を定めました。

基本目標1 地域の特性を活かしたまちづくり

市民一人ひとりが等しく、生きがいと心豊かなうるおいある生活が送れるよう、文化芸術活動に参加する機会を創出・提供します。市民のニーズにあった、文化芸術の情報収集に努め、だれもが等しく享受できるよう情報発信に取り組みます。

また、市民・企業・行政が三位一体となって文化芸術を支援する仕組みづくりを確立し文化芸術で潤いのある豊かなまちづくりを推進する牽引力を創出します。

基本目標2 文化芸術を支える人材の育成及び支援

次世代を担う子供や青少年の豊かな想像性と感性を育むために、文化芸術活動の環境整備を進め、支援します。文化芸術を継承し、創造していく担い手として若手芸術家を支援します。

また、本市に数多く残される伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援をします。さらに、本市が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、新たな魅力を発信するため、関係団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりをおこなっていきます。

基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備

子どもや青少年の様々な文化芸術の体験や感動は、生涯にわたり、文化芸術を理解する基盤となることから、多様な文化芸術に接する機会を拡げるとともに、環境の整備を図ります。学校教育や生涯学習の場における芸術鑑賞、体験学習、芸術家派遣等文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、多くの市民が参加、鑑賞できるイベント等の充実に図り、市民主体の文化芸術活動や公民館等を拠点に展開される地域活動を支援します。

文化の発展拠点である川口総合文化センター・リリアや、アートの発展拠点であるアートギャラリー・アトリア、生涯学習活動の拠点である公民館などにおいて、優れた文化芸術活動に親しみ、活性化を計るための鑑賞や創作体験の場を提供します。ハード・ソフトの両面から施設の整備や充実に図り、より多くの方々に利用できるよう取り組みます。

3 施策の体系

これまでの市民意識調査や、文化事業利用者・参加者アンケートから抽出された課題を解決するための施策を「川口市文化芸術振興条例」の基本施策に基づき体系化するとともに、前掲した基本目標を達成するべく、各施策を実践するための取組を整理しました。この取組には、これまで実行してきた事業のほか、基本目標を達成するための手段としての事業をあらたに追加しています。次章からは、この体系化された施策を元に、実行する取組を示していきます。

基本目標1 地域の特性を活かしたまちづくり

施策 1	誰もが文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実
市民一人ひとりが生きがいと心豊かな生活を送るため、身近な場所で多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。また、ニーズに応じた文化芸術の情報を発信できるよう情報収集に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ①鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の提供 ②ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報収集・発信の充実 ③文化芸術活動支援の充実 ④高齢者、障害者の文化芸術活動の促進 ⑤文化芸術活動の場及び発表の場の提供 	

施策 2	地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進
市民・企業・行政が三位一体となって文化芸術を支援する仕組みづくりを確立し、文化芸術でうまいのある豊かなまちづくりを推進する牽引力を創出します。	
<ul style="list-style-type: none"> ①市民・企業との協働 ②歴史的文化遺産の有効活用 ③歴史的文化遺産等の情報発信の充実 	

基本目標2 文化芸術を支える人材の育成及び支援

施策 3	文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援
次世代を担う子どもや青少年のゆたかな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。	
<ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術活動を支える担い手の育成・支援 ②若手芸術家の支援 ③青少年や若者の文化芸術に触れる機会の充実 ④地域の文化芸術を支える人材の育成 	

施策 4	文化芸術活動の継承及び保護の推進
<p>本市には、長い歴史や風土の中で育まれてきた固有の伝統芸能が数多く残されています。少子高齢化が進む中、この貴重な伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援を行っていきます。また、伝統文化のすそ野を広げ、理解を深める取組みを行っていきます。本市が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、新たな魅力を発信するため、関係団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりをおこなっていきます。</p>	

- ①関係団体等との連携強化
- ②伝統文化の保存・継承
- ③顕彰制度の充実

基本目標 3 文化芸術に触れる環境の整備

施策 5	教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援
<p>子どもや青少年の様々な文化芸術の体験や感動は、生涯にわたり、文化芸術を理解する基盤となります。また、青年期・中高年期において、文化芸術から受ける体験や感動は、心を豊かにします。したがって、多様な文化芸術に接する機会を拡げるとともに、環境の整備を図る必要があります。こうしたことから、学校教育や生涯学習の場における芸術鑑賞、体験学習、芸術家派遣等文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、多くの市民が参加、鑑賞できるイベント等の充実を図り、市民主体の文化芸術活動や公民館等を拠点に展開される地域活動を支援します。</p>	

- ①文化芸術に関する学習機会の充実
- ②教育機関等との連携強化
- ③郷土学習の推進
- ④鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の充実

施策 6	文化芸術施設の充実及び活用の推進
<p>文化の発展拠点であるリリアや、アートの発展拠点であるアートギャラリー・アトリアなどにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を計ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実を図り、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化を計るため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、作品発表の場としてより多くの方々に利用できるよう取り組みます。</p>	

- ①文化の発展拠点であるリリア、アトリア等の整備・充実
- ②文化芸術関連施設の適切な管理・運営
- ③生涯学習活動の拠点である公民館の整備・充実

第4章

文化芸術推進の各施策と取組

基本目標1 地域の特性を活かしたまちづくり

施策1

誰もが文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実

市民一人ひとりが生きがいと心豊かな生活を送るため、身近な場所で多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。また、ニーズに応じた文化芸術の情報を発信できるよう情報収集に取り組みます。

現状と課題

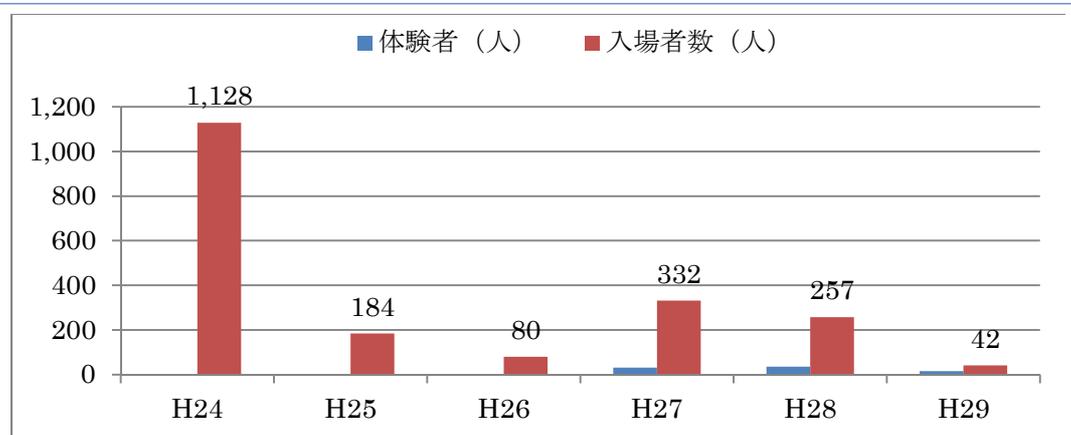
文化事業参加者・利用者アンケートでは、身近な施設で質の高い芸術に触れる機会が少なく、また、その機会があっても幅広く情報が入手しづらい（行き届いていない）との結果があります。魅力的な文化プログラムを提供する機会が少なかったり、プログラムの魅力を最大限に生かす広報の工夫がなければ、実質的な提供につながっていない状況といえます。

実績の推移

文化芸術鑑賞事業

魅力的なプログラムを提供するため、これまで、多彩なジャンルの鑑賞事業を実施しましたが、開催時期・ジャンル・会場等により入場者数に差があります。また、情報発信の工夫等による影響もあると考えられます。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
体験者（人）		—		32	36	16
入場者数（人）	1,128	184	80	332	257	42
場所	旧田中家住宅			リリア		
内容	漆芸展	津軽三味線	落語	生け花	生け花	民謡



主な取組

1-1-① 鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の提供

市民の中には文化芸術を敷居の高いものにとらえている人もいないのではないのでしょうか。そこで、市民の誰もが広く文化芸術に触れる機会を創出し、文化芸術のそれぞれの分野に偏ることなく、関心や興味を引き出せるようにします。例えば、無料で様々な音楽を聴く機会の提供や展覧会、ワークショップなどの体験的取組みを実施します。

事業 1-1-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化芸術鑑賞事業	事業概要	市内在住等の文化芸術の活動者を講師として招き、小学生～高校生を対象に、伝統文化を中心に幅広い分野の文化芸術の体験型の芸術鑑賞を提供する。					継続
	改善の方向性	広報周知の拡大や市民参加型の事業とすることで、文化芸術に対する関心を引き出し、参加者及び観覧者を増やします。					取組状況 (実施中)
	36人	32	34	36	38	40	指標 (参加者数)
市民コンサート事業	事業概要	身近な施設で、多様なジャンルの良質な生きた音楽に触れる機会を提供するためコンサートを実施する。					継続
	改善の方向性	広報周知の拡大に努め、様々な場において、多様なコンサートを行い入場者数を増やします。					取組状況 (実施中)
	87%	94	96	98	100	100	指標 (入場率)
映画祭関連事業	事業概要	世界各国からのデジタル映画の募集と顕彰を行う。活動サポートや市場参入のためのイベントを実施する。					継続
	改善の方向性	経済状況の悪化による入場者数、協賛企業の減少を防ぐため解消策を検討していきます。					取組状況 (検討中)
	58%	64	64	64	64	64	指標 (着席率)
アートギャラリー企画関係(企画展)	事業概要	市民の美術に対する意識の高揚を図るため、展覧会、講演会、ワークショップ等を実施する。					継続
	改善の方向性	広報周知の拡大に努め、参加者や観覧者を増やします。					取組状況 (実施中)
	13,973人	14,200	14,300	14,300	14,400	14,500	指標 (入場者数)
親子ふれあい事業(親と子の音楽会)	事業概要	親子一緒に音楽に触れることにより、子どもの情操を養い、青少年の健全育成に望ましい家庭環境づくりを促進することを目的に合唱とオーケストラのコンサートを実施する。					継続
	改善の方向性	多くの子どもに鑑賞機会を提供するため、会場規模の見直し等を検討します。					取組状況 (実施中)
	547人	540	540	540	540	540	指標 (来場者数)

1-1-② ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報収集・発信の充実

世代や地域、生活様式の違いなどにより、市民の求める情報は千差万別です。現在、実施している事業毎に聴取する利用者アンケート調査を、詳細に分析し市民のニーズを捉えることを目標とし実施します。結果は、定期的に反映できるような仕組みをつくり、アンケートの利用価値を高めていきます。また、高齢や障害の有無、外国人等を理由とした情報弱者に対しても等しく必要とされる情報を発信できるように実施します。

市民意識調査では、「情報が少ない」という意見とともに「情報を得る手段がない」との意見も多くありました。広報媒体として、広報かわぐちだけでなく、チラシの配布、ポスターの掲示、ホームページの発信などを実施するものの、市民の意識下ではいまだ「少ない」という捉えかたをされています。一方的な情報発信ではない、SNS^{注1}の活用などによる、新しい広報手段を研究し、実施します。

事業 1-1-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35		
情報収集 発信事業 (利用者 アンケート 調査)	事業概要	文化芸術イベント等におけるアンケート調査とともにCS(満足度)調査を実施し、事業の改善や計画の見直しに活用する。						新規
	方向性	収集した統計情報から、詳細な分析を実施し、計画の見直しや事業の改善に反映できるよう検討します。						取組状況 (検討中)
	—	研究	分析	分析	実施	実施	指標 (—)	
情報収集 発信事業 (アートギャラリー 事業運営)	事業概要	展覧会、講演会、講座、ワークショップ等の開催に伴う調査・研究を行う。また、美術及び館運営等に関する情報収集を行う。						継続
	方向性	広報誌での周知のみならず、学校等との連携、新聞等のメディアやWEB等での広報活動を検討し、参加者の増加に努めます。						取組状況 (検討中)
	—	616箇所	616	616	616	616	指標 (配布箇所数)	
情報収集 発信事業 (文化芸術 ニュース発行)	事業概要	市内における文化芸術活動の情報周知のため、年4回の文化芸術広報ニュースを発行する。						新規
	方向性	ホームページや広報での周知により、公設・民間の設置箇所を増やすとともに、情報掲載希望者を増やします。						取組状況 (検討中)
	—	—	70箇所	75	80	85	指標 (設置箇所数)	
情報収集 発信事業 (文化団体等 への情報発信)	事業概要	各委員会等において、団体への定期的な周知する機会を設ける。						新規
	方向性	文化団体を登録制にし、双方向の情報のやり取りができるよう研究し、情報の送受信の仕組みを導入します。						取組状況 (検討中)
	—	研究	12回	12	24	24	指標 (送受信数)	

注1 SNS(ソーシャルネットワークサービス) インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービス

1-1-③ 文化芸術活動支援の充実

文化事業参加者・利用者アンケートでは、市民で何らかの文化芸術活動に参加している人は、約59%でした。文化芸術は、ゆとりとうるおいをもたらし、その活動により、生きがいをもち心豊かな生活が営めます。現在、文化芸術活動に対し、成果の発表の場を提供する支援や広報面での支援、活動に係る経費に対する直接的な助成などを実施しています。また、広く研修の場を提供したり、第三者や他の団体との連携を支援したり、その事業への支援の方法は多岐にわたります。

一方で、行政の支援は、活動者の自主性・主体性を尊重したものであることが重要です。直接的な支援に加えて、間接的な支援を行うことが、より多くの市民の方に影響を与えることが可能となることから、より安定的に継続的に支援を実施していきます。

事業 1-1-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化団体補助事業 (文化団体連合会・市民音楽協会)	事業概要	市内の文化芸術活動を担う団体への財政的な支援を行う。					
		補助金					継続
		団体員募集周知					新規
	改善の方向性	財政面での支援を維持しつつ、会員募集等の周知を実施します。					取組状況 (実施中)
	117 団体	124	126	128	128	128	指標 (文化団体連合会 加盟団体数)
62 団体	62	62	62	62	62	指標 (川口市民音楽協会 加盟団体数)	
文化芸術指導者活用事業	事業概要	豊富な技芸のある文化芸術団体の指導者を紹介し、部活動、授業等の教育活動一環として活用する。					
		(図表: 補助金と周知の継続)					継続
	改善の方向性	学校との連携体制をつくり、紹介数を増やします。					取組状況 (実施中)
1 回	4	5	6	7	8	指標 (紹介数)	

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 1-1-③		H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化振興交付事業	実行委員会	事業概要	文化団体連合会及び市民音楽協会加入団体の成果の発表として実施する文化祭に対し、その運営の財政的支援を行う。					継続
		川口市文化祭						
		改善の方向性	各団体独自の広報のほか「川口市文化祭」全体の広報活動の強化を行います。					取組状況 (実施中)
		9,408人	9,600	9,800	10,000	10,000	10,000	指標 (入場者数)
		事業概要	小学生～高校生対象のピアノコンクールに対し、その運営の財政的支援を行う。					継続
		川口市青少年ピアノコンクール						
		改善の方向性	優秀者の記念コンサートを実施するなど人材育成に注力した見直しを行います。					取組状況 (実施中)
		242人	250	250	250	250	250	指標 (出場者数)
		事業概要	日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門の美術作品の公募展に対し、その運営の財政的支援を行う。					継続
		川口市美術展						
	改善の方向性	出品数及び観覧者数が増えるよう周知方法を見直します。会場の使用方法を改善し、観覧しやすいように検討します。					取組状況 (実施中)	
	475点	480	485	490	495	500	指標 (出品数)	
	4,740人	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	指標 (観覧者数)	
	事業概要	3年に1度、文化団体連合会加盟団体の成果を発表する芸術祭に対し財政的支援を行う。					継続	
	芸術祭							
	改善の方向性	募集周知等により、文化団体連合会の会員数及び加盟団体数を増やし、芸術祭の参加団体を増やすことに努めます。					取組状況 (実施中)	
	16団体 (H27)	-	-	18	-	-	指標 (参加団体数)	
	事業概要	川口独自の和太鼓コンクールに対し財政的支援を行う。					継続	
	川口市初午太鼓コンクール							
	改善の方向性	太鼓の練習会場の確保のため、地域の和太鼓に対する理解と関心を引き上げる周知を支援します。					取組状況 (実施中)	
55団体	55	55	55	55	55	指標 (参加団体数)		
文化振興助成事業	事業概要	文化芸術団体が行う作品の展示・成果の発表や刊行物の発行に対し財政的支援を行う。					継続	
	市への申請数を維持しつつ、国県企業等の助成を申請できるよう団体を支援します。							
	10件	10+2	10+2	10+4	10+4	10+6	指標 (市申請数 +他団体 申請数)	

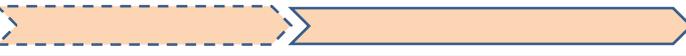
1-1-④ 高齢者、障害者の文化芸術活動の促進

等しく誰もが、文化芸術に触れ、鑑賞し、参加する機会を創出するための環境整備は、ときに高齢者のためであり、障害者のためである必要があります。施設を建設するにあたって、ハード面でユニバーサルデザインの視点が必要なように、文化芸術には、ソフト面での対応が望まれているところです。

これまでは、誰もが参加できるという方針で執行されている事業であっても、それは主催者側の視点であることは否めません。真に、誰もが参加するにあたっては、高齢者や障害者にも特化し、きめ細かい対応が必要です。今後は、日頃の活動に積極的に高齢者や障害者が参加できる仕組みをつくり、成果を発表する場を創設するなど、より一歩踏み込んだ事業展開を実施します。

事業 1-1-④	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
特別支援学級 合同作品展 事業	事業概要	市立の小中学校に設置する特別支援学級在籍の児童生徒の学習の成果物を作品展示する。					
							継続
	改善の方向性	特別支援学級設置学校長会議等で充実した展示会場の確保や適切な周知について検討します。					取組状況 (実施中)
	27校	31	31	31	31	31	指標 (参加学校数)
	2,130人	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	(指標) 来場者数
アート ギャラリー 事業運営 (障害者対象)	事業概要	貸しギャラリーの利用において障害者福祉作業所における作品を展示できるよう支援する。					
							新規
	方向性	市民が成果を公表する市民ギャラリーの利用に偏りや未利用が無いよう周知広報を工夫します。					取組状況 (検討中)
	-	検討	検討	1回	1	1	指標 (開催数)
盛人大学事業	事業概要	50歳以上のかたを対象に交流と地域活動の機会を提供し、社会教養コースにおいては、文化や芸術に親しみ、知識を活かすことで卒業後の社会貢献活動の活性化を図る。					
							継続
	改善の方向性	公開講座の実施や広報活動により市民への周知・浸透を図るとともに、社会貢献団体などと連携しながら講座内容の充実を図ります。					取組状況 (実施中)
	295人	300	300	300	300	300	指標 (受講者数)
地域活動 支援センター 施設運営	事業概要	社会適用訓練の一環として在籍する利用者が創作活動（陶芸・組紐・書道講座等）を行い、その作品を市民に向け発表する。					
							継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知などの実施方法について検討を重ねていきます。					取組状況 (実施中)
							指標 (-)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 1-1-④	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化芸術活動参加促進事業 (高齢者対象)	事業概要	文化団体連合会と連携し、参加を促進する初心者教室を開催する。 					新規
	方向性	身近な施設で文化芸術に触れる機会を増やすとともに、生きがいにつながるきっかけ作りとして定年退職したかたが、地域での活動を開始する機会を提供します。					取組状況 (検討中)
	-	試行	試行	実施	実施	実施	指標 (-)
文化芸術活動参加促進事業 (障害者対象)	事業概要	共催事業として、ミニギャラリーで障害者福祉作業所のアート作品を展示する。 					新規
	方向性	施設内外での文化芸術に係る成果を公表する機会を創出します。発表の場の周知を拡大します。(本庁舎建替のため小規模実施を検討)					取組状況 (検討中)
	-	20点	検討	検討	検討	検討	指標 (出品数)
文化芸術活動参加促進事業 (多言語対応)	事業概要	芸術鑑賞事業・市民コンサート事業等の既存のイベントに参加を促進する。 					新規
	方向性	担当関連部署との協力により、共同事業として研究します。					取組状況 (検討中)
	-	研究	研究	検討	検討	実施	指標 (-)



特別支援学級合同作品展
(アートギャラリー)



地域活動支援センター

1-1-⑤ 文化芸術活動の場及び発表の場の提供

文化芸術活動に励んでいるかたは、アンケート結果によるとその成果を発表する場や鍛錬するための場の確保に苦慮されていることがわかります。練習用の広い場所や防音設備が整っている場所が必要であったり、また、時間的制約がある中で、誰もが活動の質を高めるよう努力されています。

一方、ライフスタイルが変化し、多様化する市民生活の中で、文化活動に対する意識の差も生じています。展示スペースの提供や練習の場、そして、発表の場として施設運営者と借用者が協力し、文化芸術活動の場を作り上げていきます。

事業 1-1-⑤	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
アート ギャラリー 事業運営 (貸館事業)	事業概要	アートギャラリー展示室A、展示室B、スタジオの貸出しを行う。					継続
	改善の 方向性	広報活動を工夫して、より広く市民へ周知を図っていきます。					
	7,004人	7,100	7,100	7,200	7,200	7,200	指標 (利用者数)
川口総合 文化センター 指定管理	事業概要	指定管理者により、ホール・スタジオ等の施設の貸出しを行うとともに、地域に対する文化芸術の振興を行う。					継続
	改善の 方向性	利用者のニーズに対応できるよう、適切な事業運営を行います。					
	77.2%	87.0	90.0	93.0	96.0	100	指標 (貸館利用率)
公民館施設運営	事業概要	公民館の利用団体における文化芸術活動の発表の場として、館の文化祭を実施する。					継続
	改善の 方向性	地域住民の教養・学習意欲の向上を図る地域コミュニティの拠点として機能するよう努めます。					
							指標 (-)
文化会館 施設運営	事業概要	文化芸術活動の発表の場や練習の場として提供する。					継続
	改善の 方向性	市民の音楽・演劇・舞踊等の練習の場及び作品展示ホールとして活用してもらえよう利用団体への周知活動を拡大します。					
							指標 (-)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 1-1-⑤	H28	H31	H32	H33	H34	H35		
ミニギャラリー 貸出事業	事業概要	本庁舎1階ロビーのミニギャラリー文化芸術活動の発表の場として提供する。(平成31年度以降は本庁舎建替えのため小規模実施を検討)						継続
	改善の方向性	本庁舎が使用できない間の代替の場所を検討していきます。						取組状況 (実施中)
	82%	88	検討	検討	検討	検討	指標 (利用率)	
鳩ヶ谷駅 市民センター (貸館事業)	事業概要	文化芸術活動の発表の場や練習の場として提供する。						継続
	改善の方向性	文化活動の促進に向けて、利用拡大の周知を図ります。						取組状況 (実施中)
	62%	62	62	65	65	65	指標 (利用率)	
ふれあい プラザさくら (貸館事業)	事業概要	文化活動の発表や練習の場として提供する。						
	改善の方向性	文化活動の促進に向けて利用拡大の周知を図る。						取組状況 (実施中)
	59%	59	59	62	62	62	指標 (利用率)	
芝市民ホール (貸館事業)	事業概要	市民の文化活動の発表の場として提供する。						
	改善の方向性	市民の音楽・演劇・舞踊等の発表の場及び地域コミュニティの場として活用してもらえるような周知をします。						取組状況 (実施中)
	35.8%						指標 (利用率)	
芝支所 展示コーナー (貸出事業)	事業概要	市民の文化活動の発表の場として提供する。						
	改善の方向性	地域コミュニティの作品展示の場として活用してもらえるよう周知をします。						取組状況 (実施中)
							指標 (-)	



ミニギャラリー
(市役所・本庁舎)

施策2

地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進

市民・企業・行政が三位一体となって文化芸術を支援する仕組みづくりを確立し、文化芸術でうるおいのある豊かなまちづくりを推進する牽引力を創出します。

現状と課題

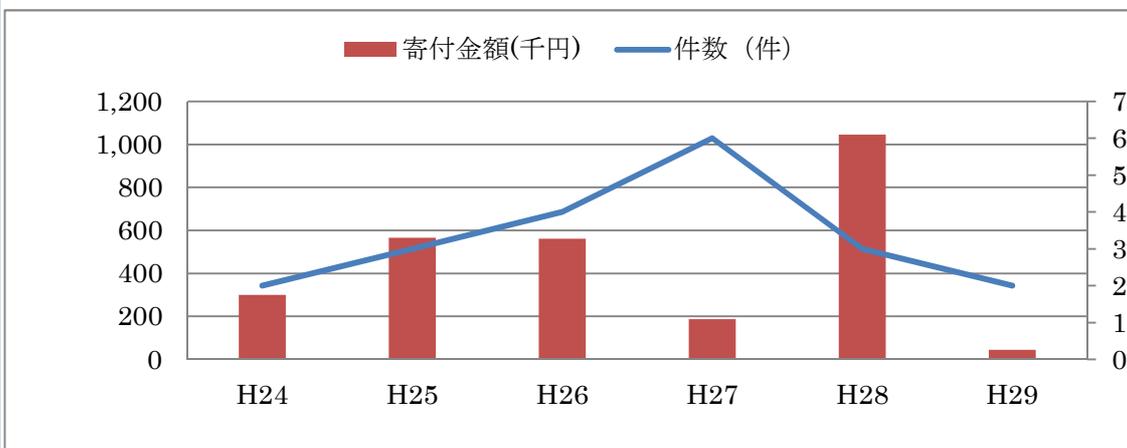
本市では、安行の植木や鋳物産業を中心とした製造業が盛んであり、「ものづくりのまち」として発展してきました。それらの産業とともに、市民には、文化芸術の礎が育まれています。一方、全国的には、大企業の社会貢献の一環として、文化芸術活動を助成する仕組みが増えています。また、音楽や演劇・舞踊などは、商業芸術として発展してきており、それらの企業には、芸能の継承のため、地域における市民との協働を試みる団体もあります。本市においても、地域に根ざした文化芸術を企業としても支援しようとする試みが築かれ始めています。

実績の推移

文化振興基金事業

心豊かな、うるおいのある地域社会の創造に寄与するため、これまで、市民の皆様や企業からの寄付と市の出資金を財源に運営してきましたが、年度によって寄付金額の変動が大きいことから、今後、市の文化芸術活動がより一層活発に推進されるよう、安定した寄付を募るための対策を検討しなければなりません。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数(件)	2	3	4	6	3	2
寄付金額(千円)	300	566	562	187	1,045	45



第4章 文化芸術推進の各施策と取組



旧田中家住宅

川口市文化振興基金へ
寄附しませんか？

隣街からのご寄附と市の出資からなる「川口市文化振興基金」は、市民の憩いの文化芸術施設が市民に届くまで必要不可欠な存在です。市民の憩いの文化芸術施設が市民に届くまで必要不可欠な存在です。市民の憩いの文化芸術施設が市民に届くまで必要不可欠な存在です。

市民 企業 国・外 川口市

川口市文化振興基金

文化芸術活動の振興・発展事業 市民の憩いの文化芸術施設

※ 文化振興基金振興事業のご案内も併せてご覧ください。

◆寄附金優遇税制について◆

寄附金優遇税制とは、寄附金として認められる寄附金に課税される法人税、住民税、所得課税の負担を軽減する制度です。

●法人税の優遇

法人税として、寄附金に課税される金額から寄附金の額を控除することができます。

●住民税の優遇

① 寄附金の額を控除（所得控除）

〔所得控除＝2千円〕を控除した金額を課税標準とする。課税標準の40%が上限。

② 所得控除の控除額

〔所得控除＝2千円〕×10%、2千円を超えて2千円×（所得控除の控除額）×10%の金額が控除額の上限から控除されます。

③ 所得控除の控除額が2千円を超える場合は、2千円×10%が上限。

※ 上記については、経理制の「寄附金」

川口市教育委員会 文化振興課（電話048-208-1110）

川口市文化振興基金



木曽呂の富士塚

主な取組

1-2-① 市民・企業との協働

「文化芸術振興条例」の中で、市の役割は、「本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする」と示されています。また、市民の理解と交流として、文化芸術の活動を行うことを通じ、「相互に理解し、尊重し、交流を深める」ことを努めるとされています。文化芸術活動は、自主的に実施することは基本理念においても定められていますが、その自主性こそが、創造性豊かな活動の源になるものでしょう。

さらに、「文化芸術基本法」では、文化芸術団体の役割として、「文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たす」ことが掲げられており、また、関係者は、「相互に連携を計りながら協働するよう」努めるものとされています。

関係者とは、国・県・市等の行政のほか、活動団体・個人・民間企業者も含まれるものです。つまり、文化芸術の振興には、その役割をそれぞれが認識し、相互の交流・連携を進めることが第一歩になるといえるでしょう。

企業の視点からみれば、文化芸術活動への支援は、社会貢献の一環として企業のイメージアップにつながるだけでなく、経営的戦略につながるメリットがあります。一方、市民や活動団体も、企業の応援のもと地域に根ざした活動を進められることのメリットが享受できます。今後は、商業施設での成果の発表の場や、企業敷地内での活動の場の確保などの支援の協力を求め、両者との協働を目指していきます。

事業 1-2-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
市民との協働	事業概要	文化芸術に係る団体と地域の自治団体との橋渡し役としてコンシェル事業を実施する。					新規
	方向性	文化芸術に係る団体だけでなく、個人にも還元できるような仕組みを検討し、情報発信ができるよう連携します。					取組状況 (検討中)
	-	研究	研究	検討	実施	実施	指標 (-)
企業との協働	事業概要	財政的支援を実施する企業からの斡旋・企業への斡旋等を行う。					新規
	方向性	公平性や公益性を確保しつつ、企業からの支援や助成が広く活用できるよう情報発信の手法を工夫します。					取組状況 (検討中)
	-	研究	検討	実施	実施	実施	指標 (-)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業1-2-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
社会教育活動 運営事業	事業概要	社会教育関係委員会議を開催し事業内容を審議する。					
		▶					継続
	改善の 方向性	委員を通じ、市民の意見が反映できるように継続して実施していきます。					取組状況 (実施中)
	37回	36	36	36	36	36	指標 (審議会 等回数)
観光事業	事業概要	日光御成道で結ばれた川口宿、鳩ヶ谷宿を舞台に、日光社参行列の再現等を行うイベントを4年に1度、開催する。また、名所や歴史的文化財等をコースに組み込んだ市内観光ルートマップを作成する。					
		▶					継続
	改善の 方向性	日光御成道の川口宿・鳩ヶ谷宿周辺の商店街活性化や観光スポットのPR活動を各関係団体と連携して進めていきます。					取組状況 (実施中)
							指標 (-)
文化振興 基金事業	事業概要	文化芸術団体の活動を助成する文化振興助成事業の財源となる、市民や企業・団体等からの寄付金(文化振興基金)を募集する。					
		▶					継続
	改善の 方向性	活動者と寄付者の双方にメリットが享受できるよう研究し、寄付金が増えるよう、基金の広報周知を工夫します。					取組状況 (実施中)
	3件	3	3	4	4	5	指標 (件数)
	1,045,000 円	300,000	300,000	400,000	400,000	500,000	指標 (金額)



御成道まつり

1-2-② 歴史的文化遺産の有効活用

本市には、長い歴史の中ではぐくまれてきた、本市固有の有形無形の文化財があり、歴史的に価値のある文化遺産として認識され守られてきました。市の貴重な財産であるとともに、市民の誇りであり、市への愛着をもたらすものでもあります。特に、国登録有形文化財である旧田中家住宅は、本格的な煉瓦造の洋館と和館が並立する建築物であり、これまでに、コンサートや茶会、美術作品の展覧会場として活用されており、多様な市独自の文化活動の発表に際することが可能な文化遺産です。国は文化財保護法の改正の中で地域における文化財の観光資源としての積極的な利活用を進めています。本市においても、より一層の活用に努めます。

さらに、今後の利活用においては、市民の熱意ある活動に対応できるよう、市の様々な事業との連携を図るほか、地域の企業との協力体制を整えることにより、新たな視点を加え実施します。

事業 1-2-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
歴史的建造物 施設運営事業	事業概要	国登録有形文化財である旧田中家住宅の保存・活用を行う。					継続
	改善の 方向性	文化芸術活動の発信の場としての活用を通じ、文化財的価値の理解と関心を高く引き出します。					取組状況 (実施中)
	7,065人	6,500	7,000	7,500	8,200	9,000	指標 (来館者数)
無形文化財 の利活用	事業概要	無形文化財の発表の場に対し広報の支援をする。					新規
	方向性	市民が愛着をもてる文化イベントを開催し、文化財保護の意識の向上を図ります。					取組状況 (検討中)
	-	検討	検討	1回	1	2	指標 (イベント 開催数)
観光事業 【再掲】 →1-2-①	事業概要	日光御成道で結ばれた川口宿、鳩ヶ谷宿を舞台に、日光社参行列の再現等を行うイベントを4年に1度、開催する。また、名所や歴史的な文化財等をコースに組み込んだ市内観光ルートマップを作成する。					継続
	改善の 方向性	日光御成道の川口宿・鳩ヶ谷宿周辺の商店街活性化や観光スポットのPR活動を各関係団体と連携して進めていく。					取組状況 (実施中)
							指標 (-)
史跡等 管理事業	事業概要	国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」及び県指定旧跡「赤山城跡」保存整備事業区域内における保存・活用を行う。					継続
	方向性	国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」及び県指定旧跡「赤山城跡」の文化財的価値の理解と関心を高く引き出します。					取組状況 (検討中)
	-	研究	研究	研究	検討	検討	指標 (PR方法 等検討)

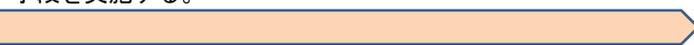
1-2-③ 歴史的文化遺産の情報発信の充実

歴史上・学術上高い価値がある、本市所有の文化遺産は、それぞれ調査・記録・保護・保存の必要があります。これらの文化遺産は、本市の観光振興に欠かせない柱の一つでもあり、地域経済の活性化につながるものでもあります。

文化遺産は、市だけでなく、市民や企業が連携して活用できるようにするためにも、その魅力の再認識・再発見となるよう、情報を集約し発信していく仕組みを作ります。

特に、次世代を担う若年層で構成された団体や市民のかたにも興味関心を惹きだすSNSを活用した仕組みとし、1-1-②の事業とともに、高い頻度の更新による、新鮮な情報を取り込んだものとしします。

さらに、郷土食は地域に受け継がれてきた食文化^{注1}であり、新たな可能性を秘めた資源でもあります。今後は新たな視点から文化的資源の活用の一助になるよう情報の提供を工夫します。

事業 1-2-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
情報収集 発信事業 (発信の 仕組み作り)	事業概要	歴史的文化遺産への関心が高いかたちの情報受信手段を研究し、その仕組みを分析する。 					新規
	方向性	誰もが気軽に情報を得られる仕組みをつくります。 他の文化遺産の情報発信の好事例を研究します。					取組状況 (検討中)
	-	研究	研究	仕組み づくり	集約・ 発信	集約・ 発信	指標 (-)
情報収集 発信事業 (情報発信 の拡大)	事業概要	ポスター掲示・チラシ配布・ホームページ掲載等の既存の広報手段を実施する。 					新規
	方向性	情報弱者を生みださないよう発信方法を工夫します。 既存の広報手段を継続しながらも拡大できるよう見直します。					取組状況 (検討中)
	-						指標 (-)
川口市の郷 土食等に関 する情報提 供	事業概要	ホームページ等で川口市の郷土食や食に関する取り組みについて情報提供を行う。 					継続
	改善の 方向性	川口市に伝わる郷土食や食文化が魅力あるものとして継承されるよう情報提供を工夫します。					取組状況 (実施中)
	-				計画改定 ^{注2}		指標 (-)

注1 食文化：国の文化芸術基本法（平成29年改正）に新たに基本的施策に追加された分野

注2 計画：川口市食育推進計画（第2次）

基本目標2 文化芸術を支える人材の育成及び支援

施策3

文化芸術を担う者及び次代の担い手の育成及び支援

次世代を担う子どもや青少年のゆたかな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。

現状と課題

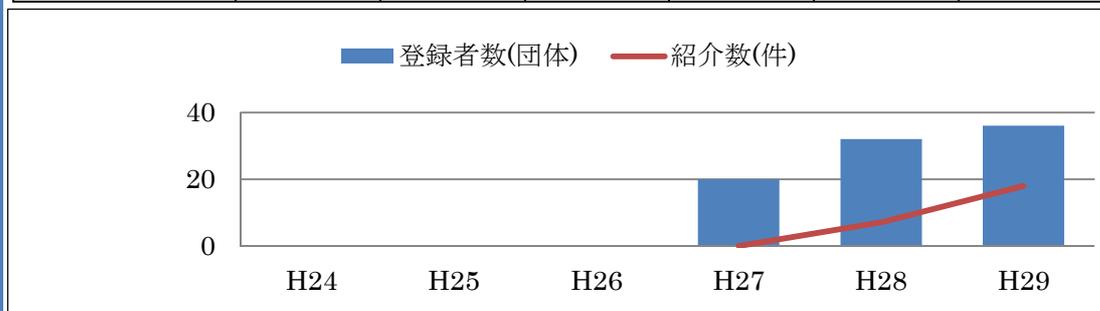
子供の成長や学習に情操教育として文化芸術活動が有意義であると感じている保護者は少なくありません。しかしながら、成長する段階の折折で、文化芸術の活動をやめてしまうことも多い状況にあります。それは、学校での部活動を終えたとき、絵画・造形教室などの習い事をやめたとき、大学受験のとき、就職活動のとき、などさまざまな場面で遭遇します。活動の時期が限定されるのも、日本社会特有の傾向といえます。そのため、次世代の担い手が育ちにくく、文化芸術活動の再開が、定年退職後になることが多々あります。若年層の世代、またその親の世代の活動への支援は早急に対応しなければならない状況です。

実績の推移

アーティスト発掘支援事業

市内ゆかりの音楽活動者に発表の場を提供し活動の幅を増やしてもらうために平成27年度から実施しています。まだ、紹介数が少ない状況であり、段階的に紹介数を増やせるよう広報活動の工夫、企業や団体主催のイベントへの派遣などを検討する必要があります。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録者数(団体)	—	—	—	20	32	36
紹介数(件)	—	—	—	0	7	18



第4章 文化芸術推進の各施策と取組



文化芸術指導者活用

人材バンク「魅学」とは
 様々な分野において職業の経験やスキルを利活用の方が自らの所属する「人材バンク」に登録し、学校の学びの場や地域の生涯学習施設において市民開放型生涯学習活動として、指導者やボランティアとして関与する制度です。

【魅学】は特別ではありません。川口市内に住居を有する市民が対象です。登録料は無料です。活動の週数は5000円までとなっています。

ご利用方法
 下記の分野の中から、関心のある分野（個人または団体）を選択してください。川口市ホームページ「人材バンク「魅学」」から、お申し込みください。お申し込みは「お問い合わせ」からお問い合わせください。

分野	対象	対象	対象
① 芸術	音楽、演劇、映像、ダンス、美術	② 言語	英語、日本語、外国語
③ 教育	幼児教育、小・中・高・大・特別支援	④ 生活	子育て、高齢者、障害者、外国人
⑤ 健康	介護、高齢者、障害者	⑥ 福祉	障害者、高齢者、外国人
⑦ 産業	製造業、サービス業、建設業	⑧ スポーツ	スポーツ、健康、福祉
⑨ 社会	環境、防災、福祉、国際	⑩ 国際	国際交流、国際協力、国際会議
⑪ 社会	環境、防災、福祉、国際	⑫ その他	その他、未定

「人材バンク「魅学」」に登録した方は、活動の場や学校等に出入りし、生涯学習、研修、ボランティア、個人活動の窓口として活躍いただけます。生涯学習施設等でボランティア活動も可能です。

活動費によって、交通費、材料費（無料）、報酬（上限5000円）が支給されます。

お問い合わせ
 生涯学習課
 TEL: 048-259-7655 (直通)
 FAX: 048-259-7604

「魅学」に登録したい方へ
 人材バンク「魅学」に登録できるのは、川口市内に住居を有する市民（個人または団体）のみ、川口市内で指導者としての指導活動の経験がある方（個人または団体）です。詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。

人材バンク「魅学」



アーティスト発掘支援

主な取組

2-3-① 文化芸術活動を支える担い手の育成・支援

文化芸術活動を通じて培われた地域のコミュニティは、地域への関心が増すとともに、街づくりに関心を持つようになるばかりでなく、愛着心を育てることにつながります。そのため、文化芸術の振興には、青少年ないし青年期から継続的に関わるのが重要です。これにより、より豊かで魅力的なまちづくりの実現につながるものと考えられ、企業・NPOや学校等との連携により、文化芸術活動を支える担い手を育成することが鍵となります。

まずは、文化芸術活動に携わる人への支援、そして次世代を担う子どもたちを対象とした育成、文化芸術活動に係る市内学校児童・生徒の財政面での負担が軽減されるよう支援を実施します。

事業 2-3-①		H28	H31	H32	H33	H34	H35		
人材バンク事業	事業概要	生涯学習に関する資格・技術や経験を有し、学習活動の支援に意欲を持った市民を「人材バンク」に登録し、生涯学習活動に対する指導者として紹介する。						継続	
	改善の方向性	周知方法を工夫して、依頼件数の増加に努めます。						取組状況 (実施中)	
	45 件	52	54	56	58	60	指標 (依頼件数)		
	200 人	230	230	230	230	230	指標 (登録者数)		
文化振興交付事業	青少年ピアノコンクール【再掲】→1-1-③	事業概要	小学生～高校生対象のピアノコンクールに対し、その運営の財政的支援を行う。						継続
		改善の方向性	優秀者の記念コンサートを実施するなど人材育成に注力した見直しを行います。						取組状況 (検討中)
		242 人	250	250	250	250	250	指標 (出場者数)	
	初午太鼓コンクール【再掲】→1-1-③	事業概要	川口独自の和太鼓コンクールに対し、その運営の財政的支援を行う。						継続
		改善の方向性	太鼓の練習会場の確保のため、地域の和太鼓に対する理解と関心を引き上げる周知を支援します。						取組状況 (検討中)
		55 チーム	55	55	55	55	55	指標 (参加団体数)	

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 2-3-①		H28	H31	H32	H33	H34	H35		
歴史自然資料館活用事業	事業概要	市内の文化芸術団体の方を講師とし、歴史自然資料館の特性を生かした多彩なジャンルの講座・ワークショップ等を実施する。					新規		
	方向性	多彩なジャンルに興味を持ってもらうため、実施内容を検討します。					取組状況 (検討中)		
	—	3回	3	3	3	3	3	指標 (イベント開催数)	
青少年団体活動支援事業 (青少年団体活動助成金)	事業概要	川口市青少年団体連絡協議会加盟の文化団体及び川口市図画コンクール実行委員会に対する助成金の交付を行う。					継続		
	改善の方向性	助成事業の効果測定の方法について検討します。					取組状況 (実施中)		
	5件	6	6	6	6	6	指標 (助成金交付件数)		
特別支援学級合同作品展事業 【再掲】 →1-1-④	事業概要	市立の小中学校に設置する特別支援学級在籍の児童生徒の学習の成果物を作品展示する。					継続		
	改善の方向性	特別支援学級設置学校長会議等で充実した展示会場の確保や適切な周知について検討します。					取組状況 (実施中)		
	27校	31	31	31	31	31	指標 (参加学校数)		
	2,130人	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	指標 (来場者数)		
アートギャラリー事業運営 (共催展)	事業概要	市内小・中・高校の硬筆・書き初め・図工・美術品などの優秀作品などを一堂に展示する。					継続		
	改善の方向性	共催展の開催が児童生徒たちの文化芸術活動の励みとなるよう工夫します。					取組状況 (実施中)		
	17,075人	17,300	17,400	17,500	17,600	17,700	指標 (共催の入場者数)		
活動助成金等	各種競技会選手等派遣費補助金	事業概要	市立学校の代表として関東・全国大会・コンクール等に選手を派遣した場合に補助金を交付する。					継続	
		改善の方向性	生徒の活動に支障がでないように支援に努めます。					取組状況 (実施中)	
							指標 (—)		
	総合文化祭等派遣交付金	事業概要	県の代表として、市立高校が関東・全国大会・コンクール等に選手を派遣した場合に補助金を交付する。					継続	
		改善の方向性	生徒の活動に支障がでないように支援に努めます。					取組状況 (実施中)	
						指標 (—)			

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 2-3-①		H28	H31	H32	H33	H34	H35		
鼓笛隊活動費助成金	事業概要	予算の範囲内で、鼓笛隊活動を行う市立小学校に対し、助成金を交付する。							継続
	改善の方向性	児童の活動に支障がでないように支援に努めます。							取組状況(実施中)
								指標(-)	
プラスバンド活動費助成金	事業概要	予算の範囲内で、プラスバンド活動を行う市立小学校に対し、助成金を交付する。							継続
	改善の方向性	児童の活動に支障がでないように支援に努めます。							取組状況(実施中)
								指標(-)	
部活動等助成金	事業概要	予算の範囲内で、部活動、プラスバンド活動、必修外クラブ活動を行う市立中学校・高校に対し、助成金を交付する。							継続
	改善の方向性	生徒の活動に支障がでないように支援に努めます。							取組状況(実施中)
								指標(-)	

初午太鼓コンクール
(リリア・メインホール)



青少年ピアノコンクール
(リリア・音楽ホール)

2-3-② 若手芸術家の支援

本市における経年的な文化芸術の創造と継承には、市内外における若手芸術家の存在が重要です。それは、今後、若手芸術家が、次世代の文化芸術活動の振興を牽引していく存在となり、市の文化芸術を高めていく大きな力を秘めているからです。

そこで、若手芸術家へ発表の場を提供し、支援することで育成に努めていきます。

事業 2-3-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
アーティスト発掘支援制度	事業概要	分野を問わず、市内ゆかりの音楽活動者を登録する制度により、若手活動者の演奏機会をイベント等主催者に対し斡旋する。					継続
	改善の方向性	周知の工夫・拡大により登録数及びマッチング数を増やします。					取組状況 (実施中)
	年7回	8	9	10	11	12	指標 (紹介数)
アートギャラリー企画運営 (新鋭作家展・公募作品展)	事業概要	文化芸術の振興と新鋭作家の発掘・育成を目的として公募を行い、二次審査に提出されたプレゼンテーションを展示（公募作品展）するほか、その公募作品展優秀者2名に対し1年をかけて、創作・発表する機会を創出する。					継続
	改善の方向性	展示の方法・審査方法を見直し、市内外から広く応募があるように公募展の魅力等を周知します。					取組状況 (実施中)
	81人	81	81	81	81	81	指標 (公募者数)
文化芸術拠点作り支援事業	事業概要	地域への文化芸術に対する貢献を進める団体に対して、埼玉県文化芸術拠点創造事業等を推進する。					新規
	方向性	周知方法を工夫して、団体への支援に努めます。					取組状況 (検討中)
	-	研究	研究	検討	検討	検討	指標 (-)



公募作品展
(アートギャラリー)

2-3-③ 青少年や若者の文化芸術に触れる機会の充実

文化芸術がもたらす心豊かな感動は、子どもの情操を養う上で、深く影響するものです。また、芸術鑑賞事業の感想を抽出したところ、児童も保護者も「初めての体験が新鮮で楽しめた」というような意見が出ています。

このように、鑑賞するだけでなく、体験し体感させることが、その文化芸術への関心を深めることから、青少年や若者に対し、興味を惹き出し、感動を呼び覚ますような事業を実施します。

事業 2-3-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
映像関連普及事業	事業概要	映像制作スキルの高い人材育成を目的に、小学生にCG画像制作を体験させる。					継続
	改善の方向性	CG画像制作体験を通じ、映像産業を核とした映像メディア文化の人材育成を狙い、事業の充実を検討します。					取組状況(実施中)
	100%	100	100	100	100	100	指標(参加率)
親子ふれあい事業(親と子の音楽会) 【再掲】 →1-1-①	事業概要	親子一緒に音楽に触れることにより、子どもの情操を養い、青少年の健全育成に望ましい家庭環境づくりを促進することを目的に合唱とオーケストラのコンサートを実施する。					継続
	改善の方向性	多くの子どもの鑑賞機会を提供するため、会場規模の見直し等を検討します。					取組状況(実施中)
	547人	540	540	540	540	540	指標(来場者数)
文化芸術鑑賞事業 【再掲】 →1-1-①	事業概要	市内在住等の文化芸術の活動者を講師として招き、小学生～高校生を対象に、伝統文化を中心に幅広い分野の文化芸術の体験型の芸術鑑賞を提供する。					継続
	改善の方向性	対象年齢の拡大を検討し、周知の工夫に努め、参加者及び観覧者を増やします。					取組状況(実施中)
	36人	32	34	36	38	40	指標(参加者数)



親と子の音楽会
(リリア・音楽ホール)

2-3-④ 地域の文化芸術を支える人材の育成

市内の文化芸術の指導者や活動団体の構成員についても年々高齢化が進んでいます。定年退職後の趣味や生きがいとして、文化芸術活動を開始することも心豊かな生活を送るうえでの選択肢の一つですが、現役世代から地域で文化芸術を始める人にスポットをあてることは、将来、直面するであろう高齢化の課題を対処するうえで、解決の手立てとなることでしょう。地域での活動を主体的に支える人材を育成するための支援を実施します。

事業 2-3-④	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化団体連合会助成事業 (次世代育成支援)	事業概要	文化団体連合会が行う、新たな団員取得のため実施する取り組みにおいて、働き世代へ向けたアプローチを支援します。					新規
	改善の方向性	働き世代を対象とするため、広報方法やチラシの配布等に対し支援します。					
	-	検討	検討	検討	実施	実施	指標 (-)
市民大学事業 (文化芸術関連)	事業概要	市内外の短大・大学等や公民館などの社会教育施設と協力し、 <u>文学・歴史・自然科学等の一般教養や専門的知識を学ぶ講義のほか、現代的課題等をテーマとした講座を開催する。</u>					継続
	改善の方向性	講座の開催日時を工夫し、講座内容を充実させます。					
	52 日	52	52	52	52	52	指標 (文化芸術関連講座延べ開催日数)
	1,856 人	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	指標 (文化芸術関連講座延べ参加者数)
盛人大学事業 【再掲】 →1-1-④	事業概要	50歳以上のかたを対象に交流と地域活動の機会を提供する。 <u>社会教養コースにおいては、文化や芸術に親しみ、知識を活かすことで卒業後の社会貢献活動の活性化を図る。</u>					継続
	改善の方向性	公開講座の実施や広報活動により市民への周知・浸透を図るとともに、社会貢献団体などと連携しながら講座内容の充実を図ります。					
	295 人	300	300	300	300	300	指標 (受講者数)

施策4

文化芸術活動の継承及び保護の推進

本市には、長い歴史や風土の中で育まれてきた固有の伝統芸能が数多く残されています。少子高齢化が進む中、この貴重な伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援を行っていきます。また、伝統文化のすそ野を広げ、理解を深める取組を行っていきます。本市が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、新たな魅力を発信するため、関係団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりをおこなっていきます。

現状と課題

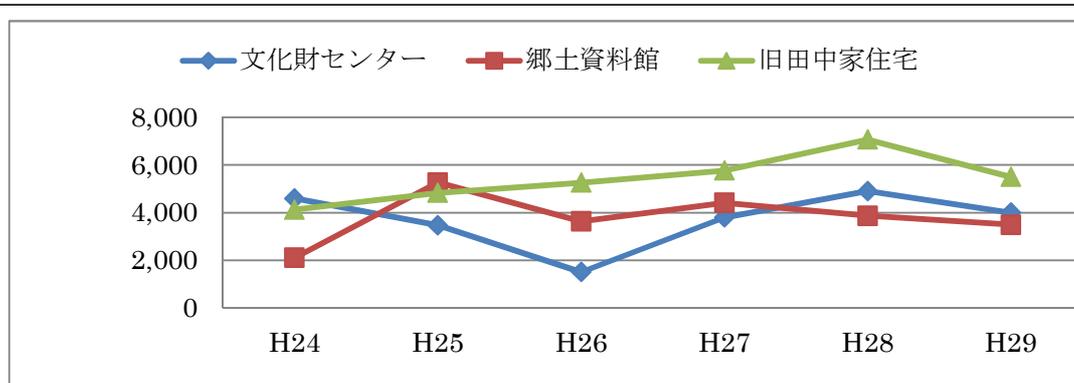
本市には、「旧田中家住宅」などの有形文化財、「木曾呂の富士塚」などの有形民俗文化財、「安行藤八の獅子舞」などの無形民俗文化財など、指定文化財が数多く現存しています。しかし、都内からアクセスのよい川口市は新しい転入者が多いゆえ、川口市の伝統文化が知れ渡っていないのが現状です。今後、この伝統文化をどのように浸透させていくかが継承への課題となります。

実績の推移

文化財施設入場者数推移

市内には、現在、文化財施設として以下の3施設があります。より多くの方に、川口市が有する伝統文化の保存・継承を行う施設に来館してもらうことで、市の魅力を再認識してもらうよう努めます。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29(目標値)
文化財センター(人)	4,597	3,469	1,512	3,797	4,903	4,000
郷土資料館(人)	2,114	5,264	3,641	4,413	3,874	3,500
旧田中家住宅(人)	4,128	4,832	5,260	5,766	7,065	5,500



主な取組

2-4-① 関係団体等との連携強化

川口市には、「領家の囃子と神楽」、「安行原の蛇造り」、「川口の木遣」、「八幡木ばやし」、「江戸袋の獅子舞」、「安行藤八の獅子舞」のような指定無形民俗文化財として保護された郷土芸能・民俗行事があります。それらは伝統芸能として、地域の人々が保存会を結成し、保存と継承を行っています。

新たな魅力を再発見するため、関係団体との連携を強化し、後継者の育成事業に取り組みます。保存に対する市民の関心を惹きだすために、公演の周知の拡充や実演の機会の提供などを実施します。

事業 2-4-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
その他文化財保護費	事業概要	指定文化財維持管理費、無形民俗文化財保存継承費、文化財保存事業費補助金の交付を行い、指定文化財の保護・活用を行う。					継続
	改善の方向性	補助金交付者の指定文化財を維持管理するうえでの課題を把握し、指定文化財を後世に伝えていくため適切に支援できるように計画します。					取組状況(実施中)
							指標(-)
郷土芸能保存支援事業	事業概要	郷土芸能保存会が行う保存活動を支援するため、広報や支援策等を検討していく。					新規
	方向性	郷土芸能保存会との協力を努めます。					取組状況(検討中)
	-	研究	研究	検討	検討	検討	指標(-)



江戸袋の獅子舞



川口の木遣

2-4-② 伝統文化の保存・継承

これまで、民俗行事は伝統文化の一つとして、古くから伝わる時節に行われ、様々なメディアが情報提供する慣例的な取組が常でありました。しかし、特に若年層では、その伝統文化の存在すら知らない、というのが現状です。これは、興味を引く手法での広報周知が足りないということや、目に触れる機会が少ないことが原因と考えられます。補助金等財政的支援とともに、広報活動の支援を行い、川口市独自の伝統文化が継承されていくよう努めます。

事業 2-4-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化団体補助事業 (文化団体連合会・市民音楽協会) 【再掲】 →1-1-③	事業概要	市内の文化芸術活動を担う団体への財政的な支援を行う。					
		補助金					継続
		団体会員募集周知					新規
	改善の方向性	財政面での支援を維持しつつ、会員募集等の周知を実施し、加盟団体の若い世代の団員数が増えるよう支援します。					取組状況 (検討中)
	117 団体	124	126	128	128	128	指標 (文化団体連合会加盟団体数)
62 団体	62	62	62	62	62	指標 (市民音楽協会加盟団体数)	
その他文化財保護費 【再掲】 →2-4-①	事業概要	指定文化財維持管理費、無形民俗文化財保存継承費、文化財保存事業費補助金の交付を行い、保存・継承の支援を行う。					継続
	改善の方向性	補助金交付者の指定文化財を維持管理するうえでの課題を把握し、指定文化財を後世に伝えていくため支援策を計画します。					取組状況 (実施中)
	88 件	89	90	91	92	93	指標 (指定文化財管理数)
青少年団体活動支援事業 (青少年団体活動助成金) 【再掲】 →2-3-①	事業概要	川口市青少年団体連絡協議会加盟の川口初午太鼓連絡協議会に対する助成金の交付を行う。					継続
	改善の方向性	助成事業の効果測定の方法について、検討し、効果的な補助金の交付を目指します。					取組状況 (実施中)
	1 件	1	1	1	1	1	指標 (助成金交付件数)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 2-4-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
民俗文化財等 調査事業	事業概要	市内に所在する民俗文化財や鑄物関係資料等の文化財資料を調査し保護する。					継続
	改善の 方向性	未整理の有形民俗文化財資料が多くあり、これに加えて新寄贈資料の調査整理を実施しています。当事業は民俗文化財の基礎調査で、今後、これを指定文化財等に結びつけられる調査を実施していきます。					
	1,191 件	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	指標 (民俗資料 整理数)
古文書資料 収集保管事業	事業概要	本市の歴史を解明する上で不可欠な古文書を調査・収集し、整理する。					継続
	改善の 方向性	本市に残された古文書の調査・収集、保管する古文書の管理は、今後も継続的に実施し、貴重な歴史史料をより良い形で後世に伝える必要があり、施設、設備や補助を充実させます。					
	2 件	2	2	2	2	2	指標 (収集件数)
	9,783 件	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	指標 (寄託古文書 の再整理)
古文書 解読事業	事業概要	本市に残された古文書を解読し、後世に記録として残すほか、それを活用した事業を実施する。					継続
	改善の 方向性	本市に残された古文書の解読を継続的に行い、その成果を市民に周知するため、更にさまざまな取り組みを行います。					
	30 人	60	60	60	60	60	指標 (古文書講座 の参加者数)
	84 冊	第2集 の制作	第2集 の制作	販売開始 80	50	20	指標 (川口史料叢書 の販売冊数)



文化財センター

2-4-③ 顕彰制度の充実

本市では、市民に親しまれてきた「文化三賞」と称する「文化賞」「芸術奨励賞」「芸術功労賞」及び「青少年文化活動奨励賞」の4部門の文化芸術に係る功績を称える顕彰制度があります。

この「文化賞」の前身は、川口市の体育及び文化の振興に永年貢献された名誉市民である故大野元美市長の偉業をたたえるため、昭和58年に設立され、平成18年度に現在の名称となりました。その志は受継がれ、今の文化賞の礎となっています。長きに渡り表彰され続けてきた顕彰制度ですが、推薦状況から、周知の不足が考えられます。

また、青少年文化活動奨励賞は、各学校長の推薦により選考されますが、中学校の推薦は多いものの、分野の偏りが見受けられます。

表彰は、その文化芸術活動に携わる人の誇りを生み、文化芸術活動に対する尊敬の気持ちを生じさせるものであり、活動のすそ野を広げる力を有していると考えられます。今後は推薦への広報を強化し、市民の誇れる表彰制度となるよう目指します。

事業 2-4-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化三賞 表彰事業	事業概要	市民文化の向上・発展に貢献された方を対象とする「川口市文化賞」、「芸術功労賞」、「芸術奨励賞」の表彰を行うもので、被表彰者を公募、選考会議における候補者の選考を経て市長が決定し表彰を行う。					継続
	改善の方向性	文化賞、芸術奨励賞、芸術功労賞の推薦者数が伸び悩んでいることから、広報活動を工夫します。					
	4人	3	3	4	4	5	指標 (文化賞候補数)
	3人	3	3	4	4	5	指標 (芸術奨励賞候補数)
	6人	5	5	6	6	7	指標 (芸術功労賞候補数)
青少年文化 活動奨励賞 表彰事業	事業概要	青少年の日頃の文化芸術活動において、他の模範となる者に対し「青少年文化活動奨励賞」の表彰を実施する。					継続
	改善の方向性	小学生や高校生の活動が推薦されるよう働きかけをします。					
	12人	15	15	15	15	15	指標 (候補数)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 2-4-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
川口市 表彰事業	事業概要	自治の振興と公益福祉の増進に貢献したかたを表彰する。教育、文化の振興に貢献し、その功績が特に優れたかたも表彰対象に含まれる。基本的に65歳以上のかたが対象となり、奨励ではなく、功勞の意味合いを持つ。					継続
	改善の方向性	関係部局へ多くの対象者を推薦してもらえよう促します。					取組状況 (実施中)
							指標 (-)



川口市表彰
(リリア・音楽ホール)



文化三賞表彰
(フレンディア)

基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備

施策5

教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援

子どもや青少年の様々な文化芸術の体験や感動は、生涯にわたり、文化芸術を理解する基盤となります。また、青年期・中高年期において、文化芸術から受ける体験や感動は、心を豊かにします。したがって、多様な文化芸術に接する機会を拡げるとともに、環境の整備を図る必要性があります。こうしたことから、学校教育や生涯学習の場における芸術鑑賞、体験学習、芸術家派遣等文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、多くの市民が参加、鑑賞できるイベント等の充実に図り、市民主体の文化芸術活動や公民館等を拠点に展開される地域活動を支援します。

現状と課題

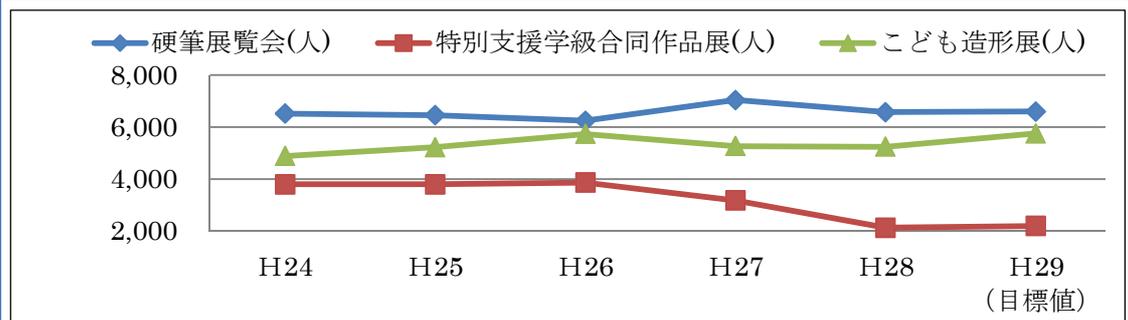
現在、各小学校では芸術鑑賞授業を実施し、文化芸術に触れる機会を提供しています。学校教育においては、一過性のものではなく継続的に文化芸術に触れられる環境の整備が求められます。また、働き世代にとって、ワークライフバランスの崩れが問題視されており、介護、育児、仕事等により自分に費やせる時間を設けることが出来ないのが現状です。専門的な知識を求める人がいる一方で、より体験的、短期的なものを提供することも重要といえます。

実績の推移

文化芸術施設と教育機関の連携

文化芸術施設は、教育機関と連携し、様々な展示会を実施しています。例えば、アトリアにおいて小・中・高校硬筆展覧会を実施、リア展示ホールにおいてこども造形展を実施、特別支援学級合同作品展はリアで実施していましたが、平成28年度よりアトリアで実施しています。会場によって展示方法等異なりますが、展示会の開催が児童生徒たちの文化芸術の活動の励みとなるよう工夫が必要です。

(入場者数)	H24	H25	H26	H27	H28	H29(目標値)
硬筆展覧会(人)	6,517	6,456	6,244	7,040	6,575	6,596
特別支援学級合同作品展(人)	3,800	3,800	3,869	3,182	2,130	2,200
こども造形展(人)	4,889	5,225	5,736	5,267	5,245	5,750



第4章 文化芸術推進の各施策と取組



放課後子供教室



川口市小・中・高校
硬筆展覧会事業



川口市小・中・高校
書きぞめ展覧会事業

主な取組

3-5-① 文化芸術に関する学習機会の充実

文化芸術活動を通じて得た感動は、その時々心癒し、生きる力を与えてくれます。幼少期等に文化芸術が与える影響は、就業や生きがいなどとして一生続く可能性もあります。また、年齢を重ねていく中で出会う文化芸術は、今までと違った視点を持つことができ、日々の生活を楽しませてくれます。このことから生涯における文化芸術活動には、多種多様な学びの場が必要となります。したがって、文化芸術に関する学習機会の充実を図ります。

事業 3-5-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
校外学習事業 (劇団演劇鑑賞)	事業概要	市立小学校5年生を対象とし、劇団四季・(財)舞台芸術センターによる劇団演劇鑑賞をすることから生まれる舞台の感動を通して道徳教育や情操教育に寄与するとともに、優れた演劇に触れるきっかけを与える。					継続
	改善の方向性	演劇の内容を変更しつつ、質の高い芸術に触れる機会を提供します。					取組状況 (実施中)
	4,859人	4,943	4,972	5,000	5,205	5,107	指標 (参加者数)
音楽鑑賞教室 支援事業	事業概要	市立小学校6年生を対象とし、音楽に適した施設において、様々な邦楽やオーケストラの生の響きを体感させるため音楽鑑賞教室を実施する。					継続
	改善の方向性	音楽に最適な場所での本格的な音楽鑑賞を工夫して実施します。					取組状況 (実施中)
	4,950人	4,904	4,943	4,972	5,000	5,205	指標 (参加者数)
放課後子供 教室推進事業 (文化芸術関連)	事業概要	市内の小学校に通う児童を対象に、放課後や休業日に学校の教室や体育館等を利用し、スポーツや文化芸術活動を行う。					継続
	改善の方向性	新規開設教室を増やし、参加人数の増加を図ります。					取組状況 (実施中)
	473回	610	720	830	940	1,028	指標 (事業回数)
	21,390人	25,000	28,000	31,000	34,000	36,500	指標 (延べ参加人数)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 3-5-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
市民大学事業 (文化芸術関連) 【再掲】 →2-3-④	事業概要	市内外の短大・大学等や公民館などの社会教育施設と協力し、文学・歴史・自然科学等の一般教養や専門的知識を学ぶ講義のほか、現代的課題等をテーマとした講座を開催する。					継続
	改善の方向性	講座の開催日時を工夫し、講座内容を充実させます。					
	52日	52	52	52	52	52	指標 (文化芸術関連講座 延べ開催日数)
	1,856人	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	指標 (文化芸術関連講座延べ 参加者数)
盛人大学事業 【再掲】 →1-1-④ 2-3-④	事業概要	50歳以上のかたを対象に交流と地域活動の機会を提供する。社会教養コースにおいては、文化や芸術に親しみ、知識を活かすことで卒業後の社会貢献活動の活性化を図る。					継続
	改善の方向性	公開講座の実施や広報活動により市民への周知・浸透を図るとともに、社会貢献団体などと連携しながら講座内容の充実を図ります。					
	295人	300	300	300	300	300	指標 (受講者数)



市民大学



盛人大学

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

3-5-② 教育機関等との連携強化

学校教育の場における机上の勉強だけではなく、外部の専門家から得る刺激は児童・生徒にとって様々な効果を生み出します。それぞれの専門の研究者が在籍する文化財センターやアートギャラリー等が学校教育の場と連携することにより、川口市の文化・芸術の土壌を育て多様な可能性の創出につながります。

また、市内の文化芸術に携わる方を講師として学校に紹介する「指導者活用事業」は地域に密着した文化芸術の振興であり、巧みな文化芸術に触れることが可能となり、継承にもつながります。

このように各施設において、学校との連携につながる多種多様な企画に取り組みます。

事業 3-5-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化財センター施設運営事業	事業概要	文化財資料を調査整理し、収蔵・活用を行うとともに、市民に文化財の大切さを周知するために、文化財に関する講座や企画展を開催する。					継続
	改善の方向性	郷土資料館と連携した企画展を実施し、接する機会を増やします。					
	4,903人	4,050	4,100	4,150	4,200	4,250	取組状況(実施中) 指標(来館者数)
郷土資料館施設運営事業	事業概要	市民に郷土の歴史・民俗・文化についての理解、文化財愛護の精神を深めてもらうとともに、収蔵資料を後世に伝える。					継続
	改善の方向性	企画展の充実、文化財マップの活用など、センターと連携し実施します。					
	3,874人	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	取組状況(実施中) 指標(来館者数)
歴史的建造物施設運営事業【再掲】→1-2-②	事業概要	国登録有形文化財である旧田中家住宅の保存・活用を行う。					継続
	改善の方向性	文化財的価値の理解と関心を高く引き出します。					
	7,065人	6,500	7,000	7,500	8,200	9,000	取組状況(実施中) 指標(来館者数)
アートギャラリー教育機関連携事業	事業概要	市立小・中学校を対象にアーティスト等を派遣し、特別な授業を行うアーティスト・イン・スクール(AIS)を実施する。また、小学校の校外学習において本施設を利用してもらうことにより文化芸術に触れる機会の提供に資する。					継続
	改善の方向性	AISの実施校が少数であるので、事業の趣旨を理解してもらうため学校へのさらなる広報周知を充実します。					
	1,367人	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	取組状況(実施中) 指標(AISの来場者数)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 3-5-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化芸術 指導者活用 事業 【再掲】 →1-1-③	事業概要	豊富な技芸のある文化芸術団体の指導者を学校に紹介し、部活動、授業等の教育活動一環として活用する。					継続
	改善の 方向性	学校との連携体制をつくり、紹介数を増やします。					
	1回/年	4	5	6	7	8	指標 (紹介数)

鳩ヶ谷郷土資料館



アーティスト・イン・スクール
(アートギャラリー)

3-5-③ 郷土学習の推進

郷土学習は、古くから伝わる文化を大切にし、後世に残そうとする意識を育て、さらには、地域への関心・愛着を生み出します。文化財センターや郷土資料館では、文化財資料の収集や整理作業を実施し、文化財として展示・活用できるよう進めています。平成30年に開館した歴史自然資料館には関東の地を広く開発した伊奈氏の功績等を紹介する展示室があり、地域発展に貢献した先人たちの活躍を深く知ってもらうことができます。

また、現在、宮崎市の小学校との交流事業において、両市と縁の深い歴史上の偉人「安井息軒」の業績を知ることにより、将来を担う人材の育成を目指しています。

これらの事業は継続して実施することで、郷土への愛着の醸成につながるものと考えます。川口市にはどのような人が住み、どのように生きてきたか、その足跡をたどることで、郷土をより深く身近に感じてもらえるよう努めます。それとともに、今後、盛り上がりを見せる、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とする地域独自の文化プログラムによる文化芸術の振興機運の醸成につなげていきます。

事業 3-5-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
文化財センター施設運営事業【再掲】→3-5-②	事業概要	文化財資料の調査・整理作業を実施し、収蔵・活用を行う。また、文化財に関する講座等の開催のほか、企画展を実施する。					継続
	改善の方向性	学校連携やその他文化財施設と連携を図り、来館者の増加に努めます。					取組状況(実施中)
	4,903人	4,050	4,100	4,150	4,200	4,250	指標(来館者数)
郷土資料館施設運営事業【再掲】→3-5-②	事業概要	文化財資料の収蔵及び、それらを活用した展示・学習会の開催を行う。					継続
	改善の方向性	企画展の内容のさらなる充実に努めます。文化財案内マップ等の活用により来館者の増加に努めます。					取組状況(実施中)
	3,874人	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	指標(来館者数)
文化交流使節団支援事業	事業概要	市立小学校6年生を対象とし、宮崎市への児童派遣及び宮崎市からの児童の受入れを行い、相互のまちに縁の深い儒学者に係る史跡等の見学及び地元児童との文化交流を行う。					継続
	改善の方向性	「安井息軒」は本市に縁の深い儒学者であるが、地域によっては認知度が低いことから、児童に対する効果的な学習方法や市民への周知方法について検討します。					取組状況(実施中)
	28人	30	30	30	30	30	指標(応募人数)
	20人	20	20	20	20	20	指標(参加者数)

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 3-5-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
歴史自然資料館活用事業 【再掲】 →2-3-①	事業概要	市内の文化芸術団体の方を講師とし、歴史自然資料館の特性や赤山の歴史・文化を活かした多彩なジャンルの講座・ワークショップ等を実施する。					継続
	方向性	多彩なジャンルに興味を持ってもらうため、実施内容を検討します。					取組状況 (検討中)
	-	3回	3	3	3	3	指標 (イベント開催数)
歴史自然資料館 施設運営	事業概要	歴史自然資料館において、関東代官であった伊奈氏や安行の植木業の世界等をテーマに常設展を実施する。					継続
	方向性	伊奈氏や安行の植木について、多くのかたに興味を持ち来場していただくため周知方法について検討します。					取組状況 (検討中)
	-						指標 (-)



文化財マップ

歴史自然資料館
(イイナパーク川口)



3-5-④ 鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の充実

学校教育の場において、自らが作成した絵画や作品が鑑賞されるということは、公の場において、自らを高めるよい契機となり、今後の文化芸術活動を続けていく上での励みにつながります。

また、美術家協会選抜展は美術家協会会員の中で切磋琢磨し合い、その中から選ばれた会員の作品が展示されます。

このように、地元の身近な芸術家の素晴らしい作品を鑑賞する機会、そして、仲間と高め合う場として、作品展の実施を継続し、本市の文化芸術の発展に努めます。

事業 3-5-④	H28	H31	H32	H33	H34	H35		
川口こども造形展事業	事業概要	川口総合文化センターにおいて市立幼・小・中・高校の幼児及び生徒の図工美術の作品を展示する。						継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知など実施方法について検討します。						
	83校	81	81	81	81	81	指標 (参加学校 (園)数)	
	5,245人	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	指標 (来場者数)	
特別支援学級合同作品展事業【再掲】 →1-1-④ 2-3-①	事業概要	市立の小・中学校に設置する特別支援学級在籍の児童生徒の学習の成果物を作品展示する。						継続
	改善の方向性	特別支援教育を受ける被支援者の芸術性の高い作品を広く公表し、その能力を引き出し、また、他者の接触を増やす機会を創出します。						
	27校	31	31	31	31	31	指標 (参加学校数)	
	2,130人	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	指標 (来場者数)	
川口の図工美術まなび展事業	事業概要	市立アートギャラリーにおいて市立小・中・高校の児童生徒の各種展覧会等の優秀作品を展示する。						継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知など実施方法について検討します。						
	59校	60	60	60	60	60	指標 (参加学校数)	
	1,409人	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	指標 (来場者数)	

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 3-5-④	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
中学生のART CLUB 展 事業	事業概要	市立中学校の美術部及びそれに類似する部活動の発表展示を行う。					
		▶					継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知など実施方法について検討します。					取組状況 (実施中)
	24校	26	26	26	26	26	指標 (参加学校数)
	1,094人	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	指標 (来場者数)
川口市小・中・高校 硬筆展覧会 事業	事業概要	書写・書道（硬筆）に関する市立小・中・高校の児童生徒の各校優秀作品ならびに県展覧会出展・入賞作品を展示する。					
		▶					継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知など実施方法について検討します。					取組状況 (実施中)
	6,575人	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	指標 (来場者数)
川口市小・中・高校 書きぞめ 展覧会 事業	事業概要	書写・書道（習字）に関する市立小・中・高校の児童生徒の各校優秀作品ならびに県展覧会出展・入賞作品を展示する。					
		▶					継続
	改善の方向性	充実した展示や広く適切な周知など実施方法について検討します。					取組状況 (実施中)
	4,637人	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	指標 (来場者数)
美術家協会 選抜展 事業	事業概要	川口市美術家協会の各部門から選抜された会員の作品を展示する。					
		▶					継続
	改善の方向性	若い世代への手本と刺激となるよう展示作品の構成など工夫します。					取組状況 (実施中)
	1,213人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	指標 (来場者数)

川口の図工美術まなび展
(アートギャラリー)



基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備

施策6

文化芸術施設の充実及び活用の推進

文化の発展拠点であるリリアや、アートの発展拠点であるアートギャラリー・アトリアなどにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を計ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実を図り、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化を計るため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、作品発表の場としてより多くの方々に利用できるよう取り組みます。

現状と課題

市民意識調査では、文化芸術活動の環境の充実に対する市民ニーズは、市政全体の中では低いものの、一定の数値を示しており、その中でも特に40代以下の若い世代から、文化芸術活動、そして生涯学習活動がしやすい環境を望む声が多い傾向にありました。

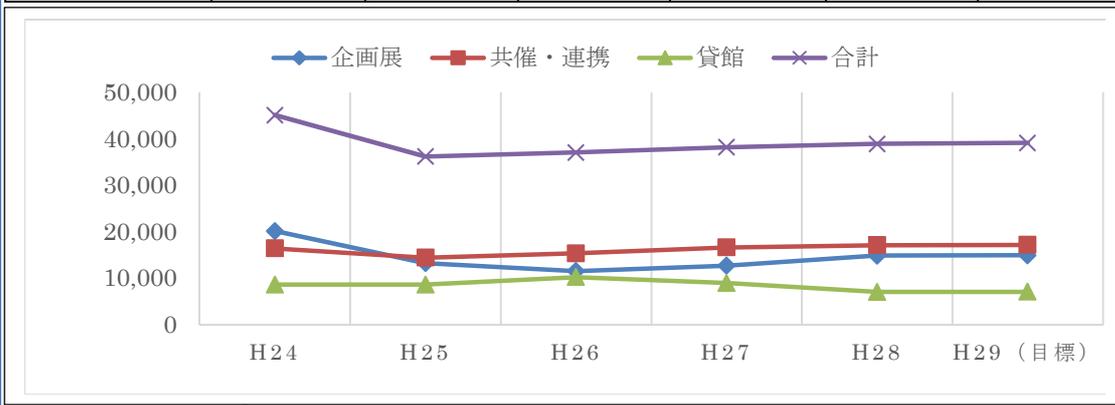
また、施設利用については、設備の老朽化への対応や予約のしやすさなどを求める声や発表の場を求める意見もありました。今後、新規施設及び既存施設の整備等について対策が求められます。

実績の推移

アートギャラリー事業運営・企画関係

アートギャラリーにおける共催展の入場者数は、連携強化により伸びているものの、自主企画による企画展が減少傾向にあります。展示方針に沿った見直しを検討していく必要があります。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標)
企画展(人)	20,155	13,226	11,523	12,673	14,856	14,930
共催・連携(人)	16,385	14,408	15,336	16,596	17,075	17,160
貸館(人)	8,583	8,589	10,215	8,949	7,004	7,039
合計(人)	45,123	36,223	37,074	38,218	38,935	39,129



主な取組

3-6-① 文化の発展拠点であるリリア、アトリア等の整備・充実

本市には、文化の発展拠点として川口総合文化センター・リリア、アートギャラリー・アトリアがあります。これらは地域に根ざした文化活動の拠点として、その役目を担っており、日頃の練習や発表、交流の場として活用されています。

しかし、施設の利用者からは、音や色の芸術性を追求していく中で、その時勢に応じた最先端の設備や発表・練習の場の充実が求められることもしばしばあります。耐久年数や今後の施設の方針に即した上で研究を続け、施設の整備・充実に努めていくことが重要です。

また、より長く快適な利用が可能になるよう、将来的な視点での施設の長寿命化計画を策定し、修繕・改修等を実施していく必要があります。

これらの課題に取り組むことで、本市の文化芸術発展の一助になるよう努めます。

事業 3-6-①	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
アートギャラリー 施設運営	事業概要	市立アートギャラリーの施設及び設備の改修等を行う。					継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び創造活動するため施設の維持補修を実施します。					取組状況 (実施中)
	94.9%	96.4	96.9	97.4	97.9	98.4	指標 (貸館利用率)
川口総合 文化センター 施設管理	事業概要	川口総合文化センターの施設及び設備の改修等を行う。					継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び創造活動するため施設の維持補修を実施します。					取組状況 (実施中)
	77.2%	87.0	90.0	93.0	96.0	100	指標 (貸館利用率)

アートギャラリー・アトリア



3-6-② 文化芸術関連施設の適切な管理・運営

それぞれの特徴を有する文化施設・社会教育施設は、利用者のニーズが多様化する中、きめ細かな対応が求められています。所有する機能を最大限に生かした上での運営の見直し・改善に加え、新たな事業展開に結びつくよう検討しなければなりません。例えば、図書館では、福袋を模した本の貸し出し企画により、普段、自らが手にとらない本との出会いのきっかけを作ることができました。このような今あるものを最大限に活用し、施設の新たな魅力につなげていく取組は今後、ますます必要になります。

また、市民から愛され、長く活用される施設であり続けるため、運営の見直しとして、利用者のニーズや時勢に応じ、利用料金の改定や受付の方法等、事業内容の見直しを研究し整備に努めていきます。

事業 3-6-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35		
アートギャラリー 事業運営	事業概要	市立アートギャラリーの管理運営業務を行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び創造活動するため施設運営を実施します。						取組状況 (実施中)
	17,075人	17,332	17,419	17,506	17,594	17,682	指標 (共催・ 連携事業の 入場者数)	
アートギャラリー 施設管理	事業概要	市立アートギャラリーの管理運営を行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び創造活動するため施設の管理を実施します。						取組状況 (実施中)
	94.9%	96.4	96.9	97.4	97.9	98.4	指標 (貸館利用率)	
総合文化センター 指定管理	事業概要	川口総合文化センターの管理運営を指定管理者により行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び文化芸術活動が行えるよう、適切な施設の管理運営を行う。						取組状況 (実施中)
	77.2%	87.0	90.0	93.0	96.0	100	指標 (貸館利用率)	
文化財センター 施設運営事業 【再掲】 →3-5-② 3-5-③	事業概要	市立文化財センターの管理運営を行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び創造活動するため施設の管理運営を実施します。						取組状況 (実施中)
	4,903人	4,050	4,100	4,150	4,200	4,250	指標 (来館者数)	
郷土資料館 施設運営事業 【再掲】 →3-5-② 3-5-③	事業概要	市立郷土資料館の管理運営を行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に鑑賞及び文化活動が行えるよう施設の管理運営に努めます。						取組状況 (実施中)
	3,874人	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	指標 (来館者数)	

第4章 文化芸術推進の各施策と取組

事業 3-6-②	H28	H31	H32	H33	H34	H35	
歴史的建造物 施設運営事業 【再掲】 →1-2-② 3-5-②	事業概要	国登録有形文化財である旧田中家住宅の保存・活用を行う。					継続
	改善の 方向性	文化芸術活動の発表の場としての活用を通じ、文化財的価値の理解と関心を高く引き出します。					取組状況 (実施中)
	7,065 人	6,500	7,000	7,500	8,200	9,000	指標 (来館者数)
歴史自然資料館 施設運営 【再掲】 →3-5-③	事業概要	歴史自然資料館の管理運営を行う。(平成30年より開館)					継続
	改善の 方向性	利用者が快適に鑑賞及び文化活動が行えるよう施設の管理運営に努めます。					取組状況 (検討中)
	-						指標 (-)
公民館 施設運営 【再掲】 →1-1-⑤	事業概要	住民への学習機会の提供及び新たな交流の場を提供する。					継続
	改善の 方向性	学習ニーズが多様化しているため、事業内容の充実・改修等を検討します。					取組状況 (実施中)
	860 件	830	830	830	830	830	指標 (年間教室件数)
図書館 施設運営	事業概要	市民の知的自由を支え、知的要求に応えるためのサービスを提供することで、生涯学習を支援する。					継続
	改善の 方向性	市民の生涯学習へのニーズが多様化しているなか、図書館機能を生かした事業を推進し、施設、設備や補助を充実していきます。					取組状況 (実施中)
	1,800,432 人	1,847,461	1,838,039	-	-	-	指標 (入館者数)
鳩ヶ谷駅 市民センター 【再掲】 →1-1-⑤	事業概要	文化芸術活動の促進及び地域経済の振興を目的とした貸館業務を行う。					継続
	改善の 方向性	利用者が快適に文化芸術活動が行えるよう施設の管理運営に努めます。					取組状況 (実施中)
	24,675 人	24,000	24,500	25,000	25,000	25,000	指標 (入館者数)
ふれあい プラザさくら 【再掲】 →1-1-⑤	事業概要	文化の向上等を目的とした貸館業務を行う。					継続
	改善の 方向性	利用者が快適に施設の利用ができるよう管理運営に努めます。					取組状況 (実施中)
	42,523	42,000	42,500	43,000	43,000	43,000	指標 (入館者数)
芝市民ホール 【再掲】 →1-1-⑤	事業概要	芝市民ホールの管理運営を行う。					継続
	改善の 方向性	利用者が快適に文化芸術活動が行えるよう施設の管理運営に努めます。					取組状況 (実施中)
	35,195 人						指標 (利用者数)
芝支所 展示コーナー 【再掲】 →1-1-⑤	事業概要	芝市民ホールの管理運営を行う。					継続
	改善の 方向性	利用者が快適に利用できる文化芸術活動の発表の場として施設の管理運営に努めます。					取組状況 (実施中)
	3						指標 (-)

3-6-③ 生涯学習活動の拠点である公民館の整備・充実

文化芸術活動を行う多くの方は、生涯学習活動の拠点である公民館等の社会教育施設を活動拠点として日頃の練習等を行っています。しかし、「文化事業参加者・利用者アンケート」の自由記述欄では、公民館の修繕の必要性について多くの人から意見があり、対策の検討が求められます。

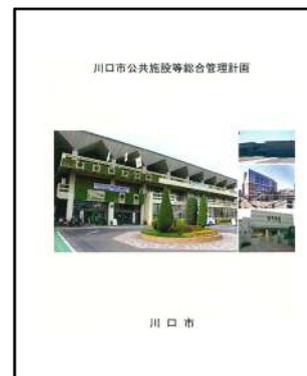
したがって、川口市公共施設等総合管理計画により「利用者の安全性に配慮し、耐震補強の実施や早期の段階で損傷箇所、老朽箇所を把握し、計画的な改修を実施していきます。」「更新時期を迎える施設については、それぞれの地域性に配慮しながら、統廃合や再配置などによる施設総量の適正化を検討していきます。」と定め、対策を検討しています。

また、施設の申込予約は、より手軽で使いやすく、わかりやすいことが求められます。既存のシステムをより利用者のニーズに即した形に近づけるよう研究し、利便性の向上に努めます。

事業 3-6-③	H28	H31	H32	H33	H34	H35		
公民館施設整備 (文化会館等含む)	事業概要	安全で快適な生涯学習の場を提供するため、施設の老朽化に伴う点検及び改修工事を行う。						継続
	改善の方向性	各種設備が老朽化しているため、点検及び改修を順次実施していきます。						
								指標 (-)
公民館施設整備 (施設予約システム)	事業概要	利用者の利便性向上のため、キオスク端末・携帯電話・パソコン等から社会教育施設の予約を行う。						継続
	改善の方向性	利用者が快適に使用できるよう、利便性の向上に努めます。						
	150,521件	109,000	109,000	109,000	109,000	109,000		指標 (年間利用件数)
	2,529,286人	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000		指標 (年間利用者数)



公民館



第5章

計画の推進体制

1 推進体制

この計画は、「川口市文化芸術振興条例」に基づき、市と市民及び文化芸術団体・企業のかたがたなどが、それぞれの役割を担い、相互に関心を持ち、交流をし、協働協力しながら、心豊かな市民生活の向上に寄与するよう「(仮称)文化芸術のまち川口」をめざします。

本計画の計画期間は5カ年度としており(前述「第1章 3計画の期間」のとおり)、次期計画は、平成36年度から開始されます。計画を推進していくためには、それぞれの役割の担い手がその役割を認識し、主体的に体制を構築する必要があります。

(1) 実施する主体者

市の役割

- ◇ 市民や文化芸術団体の活動を支援し、誰もが自主性・創造性ある活発な活動が進められるよう環境を整備します。
- ◇ 国・県や他の市町村・企業と情報を共有し連携に努めます。
- ◇ 庁内の関係する部署と横断的に調整・協力し、文化芸術行政の総合的かつ計画的な事業の推進に努めます。

市民の役割

- ◇ 市民一人ひとりが文化芸術を鑑賞・参加・創造することで、文化芸術による心豊かな市民生活を実現します。
- ◇ 地域のコミュニティ活動に参加し、川口市独自の文化の保存・継承を意識し、文化活動による地域の活性化をめざします

文化芸術団体の役割

- ◇ 文化芸術活動の担い手として、自主的かつ主体的に活動を充実させ、積極的に公表・発表します
- ◇ 次世代の担い手を育成し、文化芸術の保存・継承・発展に努め、組織の基盤を強化します。

第5章 計画の推進体制

- ◇ 他の団体や組織と相互に交流し、活動を広げていきます。

アーティストの役割

- ◇ 文化芸術を創造し、発表し、心豊かな市民生活の実現に協力します。
- ◇ 他のアーティスト及び文化芸術団体と相互に交流し、文化芸術活動によるまちづくりに導きます。
- ◇ アーティスト独自の、他にない魅力的なアプローチにより、様々な文化芸術に対する市民の関心を惹き出します。

企業^{注1}の役割

- ◇ 市・市民・団体・アーティストと連携し、多彩なジャンルの活動に対し、様々なスタイルで参加・協働するとともに、メセナ活動による支援を推進します。
- ◇ 地域のコミュニティ活動に参加することで、川口独自の文化の発展や観光・産業の活性化につなげます。

*注1：ここで示す企業とは、民間事業者、NPO法人、財団法人等を含みます

2 進行管理

(1) 進行管理する主体者

文化芸術審議会

平成29年9月に「川口市文化芸術審議会条例」を公布し、11月の委嘱をもって、当審議会は設置されました。「川口市文化芸術基本計画」の策定は、この審議会において調査審議されたものです。そして、この計画の進行管理は、当審議会が担うものとし、市は、進行管理の基礎となる自己評価を実施し、当審議会にて「市の自己評価」について情報交換・協議のうえ、公表するものとし、文化芸術審議会における評価の情報交換・協議により、自己評価の客観性及び透明性を確保するものとし、

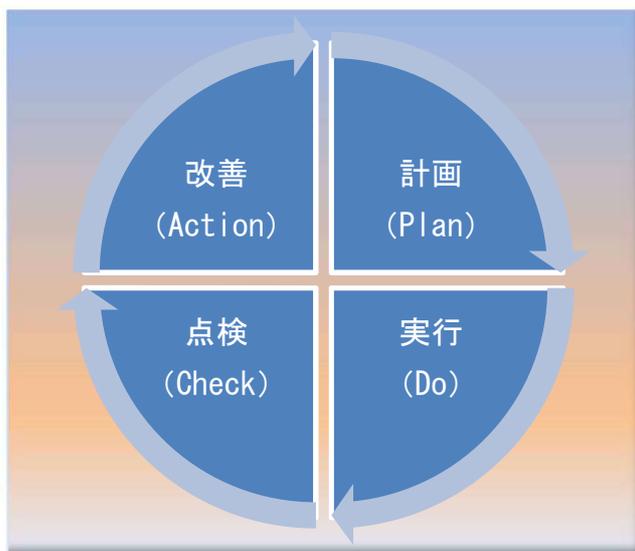
文化芸術行政担当

文化芸術に関わる行政分野は、これまでも文化芸術の資源を生かし、市の産業・観光・国際交流・福祉の視点を踏まえながら関係部局で各々事業を進めてきました。今後は、この計画を年度毎に点検・評価しながら、総合的かつ計画的に推進していきます。

また、関係部局においては、横断的な連携体制を構築するため、「(仮称)川口市文化芸術事業連絡会議」を設置し、迅速に諸課題の解決に向けて対応します。

(2) PDCAサイクル

計画の実効性向上のために、施策・取組・事業をその項目ごとに進行管理をする手段として、いわゆるマネジメントサイクルとされるPDCAサイクルを繰り返すことで実効性を高めます。評価にあたっては、「川口市第5次総合計画」における行政評価、「川口市教育振興計画」における外部評価の方針に併せ、評価するものとし、



第5章 計画の推進体制

は、事業の改善につなげ、次期計画に反映します。

3 各施策の評価

第4章 「文化芸術推進の各施策と取組」における改善の方向性を踏まえ、評価の内容を示します。評価は、「第5次川口市総合計画」に基づく「行政評価」の目的及び視点と整合性を計ります。

(1) 評価の目的

効率的で質の高い行政の実現

- ◇ 各事業における点検結果及び改善経緯について、効率性・有効性を評価します。

成果重視の行政の推進

- ◇ 各事業における数値化した指標に基づき、達成度を評価します。

市民に対する説明責任の履行

- ◇ 各事業において、市民や関係団体・企業等に対し、誠意ある情報共有・結果の公表等の、説明責任について評価します。

(2) 評価の視点

施策の体系に基づく評価

- ◇ 各事業は、各事業により構成されている取組の目的の達成に寄与しているか、各取組は、各取組により構成されている施策の目的の達成にどのように寄与しているか、など上位の目的に照らし、その成果を評価します。

指標（数値目標）による評価

- ◇ 各事業は、「改善の方向性」に基づき、市民にわかりやすく数値化して設定した指標により達成度を評価します。

評点の根拠を示す定性評価

- ◇ 各事業は、「組織の体制・学習」について、「どのように組織をつくり、学習（変化）し続ける体制をつくれたか」を評価します。
- ◇ 各事業は、「執行の工程・手段」について「どれくらいの期間をかけて、どのような実行手段・手順で進められたか」を評価します。

第5章 計画の推進体制

- ◇ 各事業は、「外部との連携・資源」について、「どのような（所有）資源を活かし、どのように外部と連携したか」を評価します。

第 6 章

資料

1 計画策定の経緯

平成28年3月施行の「川口市文化芸術振興条例」に基づく文化芸術振興計画の基本的方針を定める「川口市文化芸術振興指針」策定に係る勉強会が開催されました。また、平成29年9月に「川口市文化芸術審議会条例」が施行され、11月より委嘱及び審議が開始されました。勉強会、審議会及び計画書策定の経緯は以下のとおりです。

1 川口市文化芸術振興指針策定に係る勉強会

年度	回	開催日	
平成28年度	第1回	平成28年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興課・青少年対策室・産業政策室 ・ 教育総務課・生涯学習課・文化財課 ・ 指導課・文化推進室
	第2回	11月28日	

2 川口市文化芸術審議会

年度	回	開催日	審議の内容等
平成29年度	第1回	平成29年11月29日	委嘱・諮問・計画の位置づけ
	第2回	12月26日	第1章～3章・第4章基本目標1
	第3回	平成30年 1月24日	第4章基本目標1～2
	第4回	2月23日	第4章基本目標3
	第5回	3月27日	第5～6章・全体素案
平成30年度		5月（予定）	教育委員会に素案の報告
		8月（予定）	子育て・教育環境向上対策特別委員会に素案の報告 総合教育会議に素案の報告
		9月（予定）	パブリックコメントの実施
		10月（予定）	答申
		10月（予定）	計画書の策定

2 川口市文化芸術審議会委員

役 職	氏 名	条例第4条該当名	備考
会長	原田 敬美	知識経験者	一級建築士・会社代表
副会長	吉岡 正人	知識経験者	埼玉大学教授
委員	山口 淳子	市民	公募
委員	宇田川 格	市民	公募
委員	稲川 和成	知識経験者	川口市議会議員
委員	松本 進	知識経験者	川口市議会議員
委員	吉田 喜代美	美術関係者	川口市美術家協会副会長
委員	岡村 睦美	美術関係者	画廊経営者
委員	高田 純嗣	美術関係者	彫刻家
委員	伊藤 寿夫	音楽関係者	川口市民音楽協会理事
委員	大西 まみ	音楽関係者	音楽家
委員	齋藤 譲一	音楽関係者	(一社)日本劇場技術者連盟理事長
委員	舘松 義夫	社会教育関係者	川口市文化団体連合会常任理事
委員	小林 克	社会教育関係者	日本大学講師
委員	松本 幹夫	社会教育関係者	川口市短歌連合会理事

任期：平成29年11月29日から平成31年11月28日まで

3 文化芸術関連事業実績の推移

計画を策定するに当たって、現状を把握し、課題を抽出するために使用した、平成24年度から事業実績の推移を示しました。

(1) 市民コンサート入場者数の推移

	H24-1	H24-2	H24-3	H24-4	H25-1	H25-2	H25-3	H26-1	H26-2	H26-3
会場	本庁舎	アトリア デッキ	医療 センター	芝市民 ホール	本庁舎	医療 センター	鳩ヶ谷 庁舎	本庁舎	鳩ヶ谷 庁舎	リリア 音楽ホール
定員(人)	—	—	—	500	—	—	—	—	—	600
入場者数(人)	95	214	223	421	55	184	75	74	52	539
入場率(%)	—	—	—	84	—	—	—	—	—	90
内容	コカリナ	コカリナ	ピアノ 声楽	ブルース ハーモニカ	ジャズ	ピアノ 声楽	リコーダー ピアノ	マンドリン	吹奏楽	ピアノ
演奏家(組)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3

	H27-1	H27-2	H27-3	H28-1	H28-2	H28-3	H29-1
会場	戸塚 公民館	芝市民 ホール	本庁舎 鳩ヶ谷庁舎	西 公民館	アトリア デッキ	並木 公民館	グリーン センター
定員(人)	264	500	80	159	—	70	—
入場者数(人)	268	520	120	127	172	56	778
入場率(%)	—	—	—	80	—	80	—
内容	フォーク ソング	バイオリン 津軽三味線	二胡	ジャズ	ホーメイ	ケルト 音楽	ジャズ ポップス
演奏家(組)	1	1	1	2	1	1	3

(2) 文化芸術鑑賞事業観覧者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加者数(人)	—			32	36	16
入場者数(人)	1,128	184	80	332	257	42
会場	旧田中家住宅			リリア	リリア	リリア
内容	漆芸展	津軽三味線	落語	生け花	生け花	民謡

※H24～26年度は歴史的建造物活用事業

(3) 文化振興助成金交付件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
申請件数(件)	9	8	5	2	10
予算計上件数(件)	10	10	10	10	10
助成金額(円)	600,000	1,200,208	730,277	342,684	1,346,702

第6章 資料

(4) 文化芸術団体加盟団体数（会員数）の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
川口市文化団体連合会(団体数)	135	133	128	124	117
川口市民音楽協会(団体数)	58	58	62	61	62
川口市美術家協会(会員数)	355	340	340	343	337

(5) アートギャラリー入場者数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
企画展	開催日数(日)	141	158	171	158	186
	入場者数(人)	20,155	13,226	11,523	12,673	13,973
	人/日(人)	143	84	67	80	75
共催展	開催日数(日)	183	200	211	206	229
	入場者数(人)	36,540	27,634	26,859	29,269	31,048
	人/日(人)	200	138	127	142	136
貸し ギャラリー	開催日数(日)	95	90	100	92	71
	入場者数(人)	8,583	8,589	10,215	8,949	7,004
	人/日(人)	90	95	102	97	99
ワークショップ ・講座	開催日数(日)	49	46	54	35	40
	入場者数(人)	949	942	758	457	877
	人/日(人)	19	20	14	13	22
	参加人数(人)	899	716	480	269	390
	参加人数/募集人数(%)	89	86	73	86	74

(6) 文化施設（ホール設置施設）の利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
川口総合文化センター(人)	642,367	587,835	633,607	619,690	661,128
芝市民ホール(人)	45,498	42,945	42,142	43,091	35,195
南平文化会館(人)	60,484	59,708	54,447	58,286	69,219
鳩ヶ谷駅市民センター(人)	23,150	26,482	25,813	26,636	24,675
ふれあいプラザさくら(人)	39,921	37,004	33,921	40,903	42,523

(7) 川口総合文化センターの利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
メインホール(人)	299,713	-	288,138	-	314,858
音楽ホール(人)	101,061	-	99,718	-	98,597
展示ホール(人)	76,814	-	-	-	80,529
催し広場(人)	39,568	-	37,444	-	40,609
ギャラリー(人)	19,203	-	25,727	-	22,807

第6章 資料

(8) 交付金交付事業入場者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
青少年ピアノコンクール(人)	1,141	1,137	1,154	1,196	1,385
文化祭(人)	8,308	9,297	10,226	9,740	6,728
かわぐち音楽の日(人)	2,580	1,680	2,310	2,423	3,351
美術展(人)	3,571	3,492	5,508	5,294	4,740
初午太鼓コンクール(人)	800	800	800	800	700
川口市文化団体連合会芸術祭(人)	—	—	—	3,000	—

(9) 広報誌配布率及び情報メール登録者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
配布世帯／全世帯(%)	70.6	69.7	68.9	68	67.1
きらり川口情報メール登録者数(人)	18,534	24,022	70,950	79,784	—

(10) 公民館等の利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
公民館(人)	1,637,154	1,653,947	1,676,049	2,015,407	2,135,152
中央ふれあい館(人)	170,754	173,461	201,279	281,460	262,821

(11) その他の利用者数等の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
図書館延べ利用者数(人)	1,070,008	1,046,668	1,039,964	1,047,624	994,949
図書館延貸出冊数(冊)	3,110,611	3,041,455	2,832,396	3,038,487	2,879,637
映画祭応募数(本)	730	661	727	684	919
映画祭入場者数(人)	8,077	10,043	9,104	9,375	9,050
親と子の音楽会入場者数(人)	753	743	750	633	547
地域活動支援センター創作参加者数(人)	948	892	739	686	750

* 実績の推移は、「市政概要」「主要な施策の成果に関する説明書」「行政評価結果報告書」の各該当年度からの抜粋です。

4 文化芸術基本法（平成13年12月公布）（抜粋）

平成13年12月7日条例第148号

（平成29年6月23日改正）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第6章 資料

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(中略)

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(略)

5 川口市文化芸術振興条例（平成28年3月公布）

平成28年3月24日条例第35号

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号。第6条において「法」という。）に基づくものとする。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする。

（市民の理解と交流）

第5条 市民は、基本理念に配慮し、自主的に様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

（文化芸術基本計画）

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術基本計画（文化芸術の振興に関する計画及び法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画をいう。次項において同じ。）を策定するものとする。

- 2 市長は、文化芸術基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（基本施策）

第7条 市は、次に掲げる文化芸術の振興に関する施策を行うように努めるものとする。

- (1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実
- (2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進
- (3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援
- (4) 文化芸術の継承及び保護の推進
- (5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援
- (6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な施策

（財政上の措置）

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（評価等）

第9条 この条例の運用状況を評価し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 資料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月〇日条例第〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 川口市文化芸術審議会条例（平成29年9月公布）

平成29年9月27日条例第31号

（設置）

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。次条において「法」という。）第37条の規定に基づき、川口市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画に係る重要事項に関すること。
- （2）アートギャラリーの運営に係る重要事項に関すること。
- （3）その他文化芸術の推進に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）市民
- （2）知識経験者
- （3）美術関係者
- （4）音楽関係者
- （5）社会教育関係者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成30年3月〇日条例第〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月17日から施行する。
（川口市立アートギャラリー運営審議会条例の廃止）
- 2 川口市立アートギャラリー運営審議会条例（平成18年条例第19号）は、廃止する。
（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 6 章 資料

- 3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

7 用語集

計画書をよりご理解いただくために用語集を作成しました。計画書に記載のあるものはページを付して在ります。

あ行

アートギャラリー・アトリア……

平成18年（2006年）4月にオープン。現代アートの展覧会や地域に根ざした事業を展開し、市民が新しい表現に出会い多様な価値観を共有する場を目指している。「アトリア」とは、アート、アトリエ、リリア（川口総合文化センター・リリア）に由来する造語。

赤山城跡……

【埼玉県指定旧跡】寛永6年（1629年）に関東郡代伊奈半十郎忠治が築造し、以後163年間にわたり在地支配の拠点として機能してきた陣屋敷跡。総面積は77haを測り、敷地内には陣屋の中核をなす本丸、二の丸のほか、山王三社、山王沼新田、家臣屋敷地、菩提寺である源長寺などが配されている。

AI（アプリシエイティブ・インクワイアリー）……

人間の知的営みをコンピュータ上の人間同様の知能の知能に実現させようという試み。

安行藤八の獅子舞……

【川口市指定無形民俗文化財】地元では「夏祈禱」あるいは「フセギ」と称され、夏の流行病予防のためにむら中一軒一軒を祓い歩くもので、伝承によると、江戸時代初期にむらに悪疫が流行し、6月25日にその祓いのための祈禱として行ったのが、その始まりとされている。この獅子舞は、代神楽と称し二人立ち一頭舞で、祭囃子や神楽とともに伝承され、現在では、安行藤八獅子舞保存会によって、6月25日近くの日曜に行われている。

安行原の蛇造り……

【川口市指定無形民俗文化財】毎年5月24日に五穀豊穰、天下泰平、無病息災等を祈願して、旧原村の小清水、半縄、向原、中郷の小字の人々により行われる年中行事。藁で全長10m程の蛇（じゃ）を作り、大櫓（現在はやぐら）に掛け、最後に百万編を行う。

伊奈半十郎忠治……

江戸時代前期の関東代官頭（後の関東郡代）。寛永6年（1629年）、武蔵国赤山（現在の川口市赤山）に陣屋を築き、ここを拠点として、見沼溜井（見沼田圃の前身）の造成や利根川と荒川の河川改修事業を実施し、水害を防止するとともに、新田開発を推進した。

IoT（インターネットオブシングス）……

あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス。

江戸袋の獅子舞……

【川口市指定無形民俗文化財】旧江戸袋村に江戸時代初期から伝えられ、春は4月、秋は10月のそれぞれ第2日曜日に、氷川神社境内を中心に悪魔祓い、五穀豊穡、氏子繁盛を祈祷して実施されている三頭立獅子舞。昔は「江戸袋のバツバツ舞」と親しまれ、現在、舞手は小、中、高校生が務めている。

か行

川口市教育振興基本計画……

川口市教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため策定した、本市の教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画。平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっている。

川口市教育大綱……

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。第5次川口市総合計画が掲げる本市の将来像「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現を教育分野から目指す本市における教育の指針。

川口市美術家協会……

美術の振興を図り、もって川口市の芸術文化の向上に寄与することを目的に、川口市在住・在勤の美術愛好者による、日本画、洋画、彫刻・工芸・書・写真の6専門部会から構成される団体。

川口市文化団体連合会……

昭和21年（1946年）に発会。川口市内で全市的活動をつづける各種文化団体の連合体。川口市内における文化活動を目的とした団体の連絡、協調を図り、各種文化活動を健全に促進し、市民活動の高揚に寄与することを目的としている。

川口市民音楽協会……

昭和51年（1976年）に創立。主として、器楽演奏による団体、学校吹奏学部、市民オーケストラ、合唱などの団体や趣旨に協賛する個人を会員とする。活動は各種音楽会の開催、加盟団体の音楽活動への公演などを行っている。

川口総合文化センター・リリア……

芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もっと豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成2年（1990年）に設置。地上6階のホール棟と地上15階のタワー棟により構成され、ホール棟にはメインホール（2002席）、音楽ホール（600席）、展示ホールがあり、タワー棟にはリハーサル室、会議室などがある。平成18年から財団法人川口総合文化センター（平成22年から公益財団法人川口総合文化センター）が指定管理者となる。

川口の木遣……

【川口市指定無形民俗文化財】「木遣」とは、大木や石を大勢で引いていくこと。江戸時代になると、建物は基礎工事や高所作業を行う鳶職人によって伝承されるようになり、梯子乗りや纏振りとともに伝えられてきた。「川口の木遣」は、江戸火消組の文化を伝えるものであり、川口独特の節回しとともに、立地の特性が育んだ都市文化として貴重なものである。

木曾呂の富士塚……

【国登録重要有形民俗文化財】地元で「ふじやま」・「木曾呂浅間」と称され、寛政12年(1800年)に富士講の一派である丸参講の信者である蓮見知重の発願により見沼代用水東縁と見沼通船堀の連絡点の崖上に構造されたもので、高さ(盛土部)5.4m、直径20mを計り、塚全体が盛土で築かれており、火口・お中道・胎内めぐりの穴などが設置され、富士講築造の富士塚としては県内最古のもの。

旧田中家住宅……

【国登録有形文化財】大正時代に建設された県下有数の本格的洋風住宅。大正12年(1923年)に竣工した木造煉瓦造三階建の洋館、昭和9年(1934年)に増築された別館のほか、文庫蔵、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦塀により構成されている。

さ行

埼玉県文化芸術拠点創造事業……

文化芸術を通じて地域の活力を創出するため、地域で使われなくなった空き家や空き店舗、廃校校舎、歴史的建造物などの建物を文化芸術拠点として継続的に活用し、地域の様々な主体と連携して行う文化芸術事業を助成するもの。

SKIPシティ(スキップシティ) ……………

埼玉県が中心となり推進している一大プロジェクトで、中小企業の振興と次世代映像産業の導入・集積並びに国際競争力を備えた人材育成を目指し、平成15年(2003年)にオープンした。一般の方が利用可能な施設として、子どもから大人まで映像制作を楽しく学べる「参加体験型」の映像ミュージアム等がある。

SNS(ソーシャルネットワークサービス) ……………

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービス。

た行

第5次川口市総合計画……………

本市のまちづくりのビジョンを明らかにし、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるもの。計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3構造で構成されている。

東京2020文化オリンピック……………

文化オリンピックは、オリンピック・パラリンピック開催国で行われる文化・芸術のパフォーマンスや展示、舞台公演などのプログラム。東京2020文化オリンピックでは「あらゆる人々が参加できるプログラムを全都道府県で実施し、地域を活性化する」「オリンピックを通じて、多くの若者に文化芸術への参加を促進し、創造性を育成する」事を目標に様々なプログラムを実施している。

は行

八幡木ばやし……

【川口市指定無形民俗文化財】江戸時代末期から八幡木地域に伝わり、東京の神田囃子の流れを汲み、農作物の豊作を感謝し、来年の豊作を祈願して神社の境内でお囃子を演奏したのが始まり。

初午太鼓保存会……

昭和52年、川口の郷土芸能である初午太鼓を川口の文化財として保護伝承することを目的に、川口鋳物工業組合を主体として結成された組織。事業として初午太鼓コンクールを主催している。

beyond2020……

2020年を世界の人々に日本の魅力をアピールする絶好の機会と捉え、地域性豊かで多様性に富んだ日本文化を活かし、国際化や共生社会など2020年以降のレガシー創出に資する文化事業を認証し、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開するもの。

文化芸術基本法（文化芸術振興基本法）……

文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。平成29年（2017年）に法改正され、法律名が、「文化芸術振興基本計画」から「文化芸術基本法」に改称された。

文化財保護法……

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。この法律では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、及び、伝統的建造物群と定義している。

ま行

民俗文化財……

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々の生活の推移の理解のため欠くことのできないもので、特に重要なものとして国等が指定する「重要民俗文化財」と保存と活用が特に必要なものとして国等が登録する「登録民俗文化財」がある。

無形文化財……

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの。人間の「わざ」そのもので、具体的には、そのわざを体得した個人または個人の集団によって体現される。重要なものとして指定する「重要無形文化財」と重要無形文化財には指定されないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」とがある。

メセナ活動……

企業が主として資金を提供して、文化・芸術活動を支援すること。「メセナ」とは芸術文化支援を意味するフランス語。

や行

安井息軒……

江戸時代後期の儒学者。名は衡、字は仲平、息軒は号。日向国宮崎郡清武郡（現・宮崎県宮崎市）出身。その業績は江戸期儒学の集大成と評価され、近代儒学の礎を築いた。慶応4年（1868年）、維新期の動乱を避け、川口市領家に9ヶ月滞在する。

第6章 資料

有形文化財……

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。建造物について重要なものとして国等が指定する「国宝」・「重要文化財」と保存及び活用についての措置が特に必要とされる建造物文化財を国等が登録する「登録有形文化財」がある。

ら行

領家の囃子と神楽……

【川口市指定無形民俗文化財】領家の総鎮守である稲荷神社と前耕地地区の三十番神社の祭礼に奉納される囃子と神楽。江戸葛西囃子の流れをくむ「きり囃子」が江戸時代後期に伝えられたものといわれ、囃子は五人囃子で行われ、神楽は囃子連中の行われるもので「はやしかぐら（囃子神楽）」と呼ばれている。